



報道資料

平成19年5月21日
中国電力株式会社

発電設備に係る点検結果を踏まえた 再発防止対策の具体的行動計画について

当社は、「発電設備に関する不適切な事案に対する再発防止対策」（以下、「再発防止対策」という。）の実現に向けた具体的なプロセスを定め、本日、経済産業省 原子力安全・保安院へ報告しました。

再発防止対策については、4月6日に原子力安全・保安院へ報告しましたが、4月20日、原子力安全・保安院から、発電設備に係る総点検の結果に対する嚴重注意を受けるとともに、今後のスケジュールを含めた再発防止対策の具体的な行動計画を定め、5月21日までに報告するよう指示を受けていました。

本日報告した再発防止対策は、5月7日に受けた原子力安全・保安院からの「保安規定の変更命令」や「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」などを踏まえ、当社における再発防止対策の具体的な実施内容と時期などを定めたものです。

今後は、行動計画に沿って再発防止対策を確実に実施するとともに、実施段階での評価を行動計画にフィードバックして着実な実行・改善に取り組み、お客さまからの信頼回復に努めてまいります。

以上

（別紙1）主な再発防止対策

（別紙2）信頼回復・企業再生に向けた取り組み方針および実施体制

主な再発防止対策

【全社共通】

件名	概要	実施時期 (報告書*掲載頁)
経営機構改革	<ul style="list-style-type: none"> ○会長は取締役会議長(経営の監視・監督を重点的に担う), 社長は業務執行の最高責任者とし, 監督と執行の役割分担を明確化 ○取締役の任期短縮による経営責任の明確化など取締役会機能を強化 ○全社横断的な重要課題を担当する副社長の設置や執行役員制の導入により業務執行機能を強化 	6月 (添付資料1のP.6)
企業倫理委員会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○審議の客観性を高めるとともに, 社外の識見を反映させるため, 社外委員を1名から3名に増員 ○重要な法改正や社会情勢の変化を踏まえたコンプライアンス推進施策の策定に関する事項を審議事項に追加 ○審議の透明性を高めるため, 審議概要を当社HPで公開 	7月 (添付資料1のP.2)
内部通報制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○より相談しやすい仕組みとするため, 新たに社外(弁護士事務所)に企業倫理相談窓口を設置 	7月 (添付資料1のP.4)
コンプライアンス経営推進宣言および誓約書への署名	<ul style="list-style-type: none"> ○「コンプライアンス最優先」(あらゆる業務運営において, コンプライアンスを最優先に進めることを経営の基本とすること)について, 経営トップが社内外にその決意を宣言 ○経営層・事業所長等が, 自らの責務を明確にし, その実践を確約するため, コンプライアンス遵守の誓約書に署名 	6月 (添付資料1のP.2)
コンプライアンス教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門家による講義形式の研修や討議形式の研修の導入など, 当社経営層・事業所長等やグループ企業トップを対象とした研修を充実 ○各職場での効果的な研修等を行うため, コンプライアンス推進役(各事業所副所長クラス)への研修を充実 	6月から (添付資料1のP.3)
保安規程の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○主任技術者の位置付けが適切となるよう記載の見直し ○主任技術者の職務に記録の点検, 確認を追加 ○保安教育の実施の明確化 ○電気事業法上の工事計画の届出が必要な工事について, 適正な手続きがされたかどうかを確認する手続きを設ける 	7月末までに申請 (添付資料1のP.6)

【原子力】

件名	概要	実施時期 (報告書*掲載頁)
QMS*の高度化	<ul style="list-style-type: none"> ○社長が, 役割と権限を十分に発揮するためのシステム構築 ○不適合管理(不具合の解消), 是正処置(再発防止), 予防保全(未然防止)を確実に行うシステムの構築 	既に18年10月から拡充作業中 (分冊のP.12)
保安規定の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○重大な事態が発生した場合, 社長に適切な報告がなされる体制の構築 ○運転制限の逸脱等について, 原子炉主任技術者が自らの責任において社長に報告 	7月末までに申請 (分冊のP.17)

※国への報告書「発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策の具体的行動計画について」

*QMS:ここでは, 当社の原子力品質マネジメントシステムを指しており, 品質保証に関して組織を指揮し, 品質を管理するための“仕事の仕組み”のこと。

以上

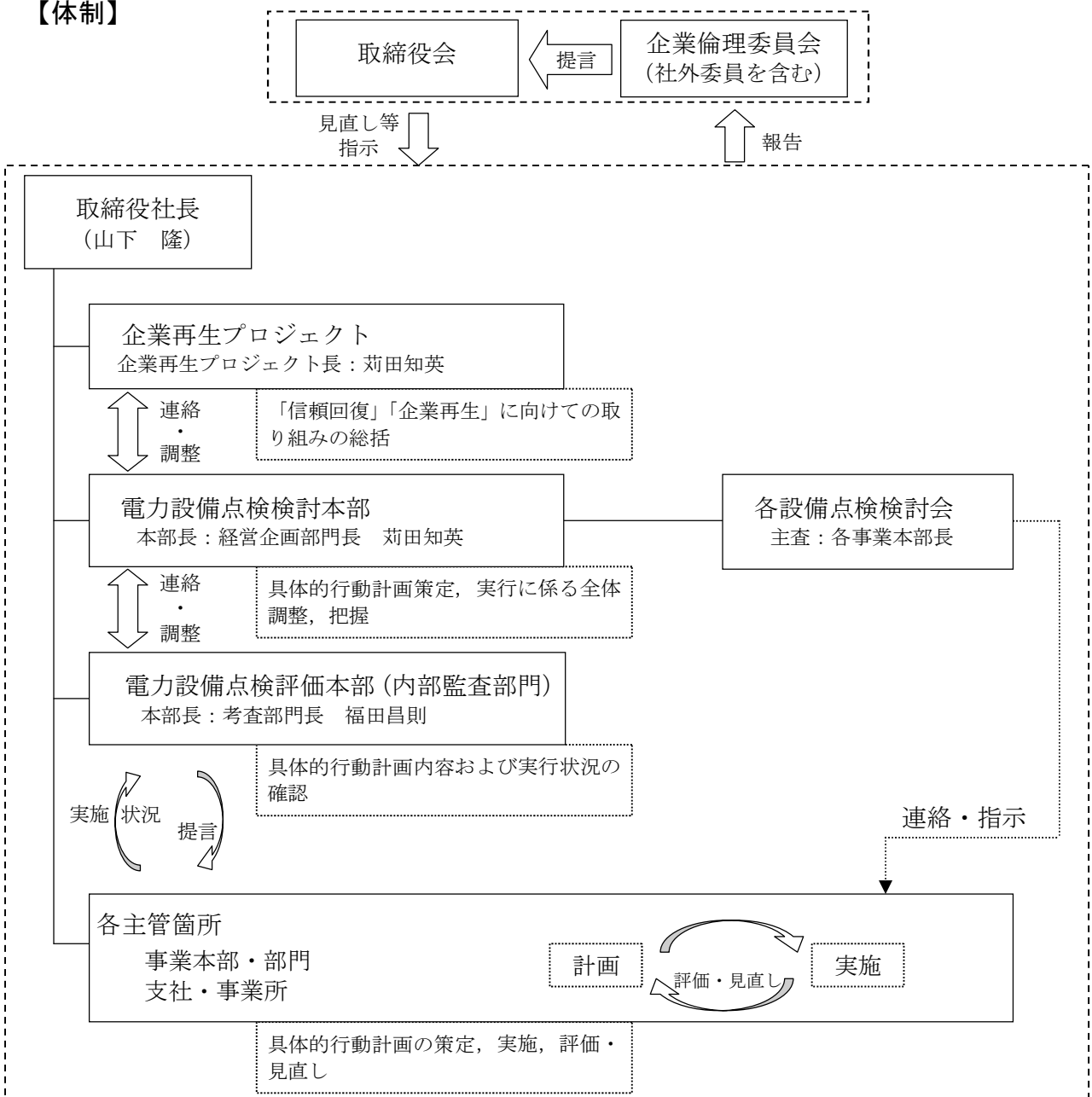
信頼回復・企業再生に向けた取り組み方針および実施体制

【方針】

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

- 社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。

【体制】



発電設備に係る点検結果を踏まえた
再発防止対策の具体的行動計画について

平成19年5月21日

中国電力株式会社

目 次

1. 目的
 2. 再発防止対策の検討・推進体制
 3. 原因究明と再発防止対策
 - 3.1 再発防止対策の検討の進め方
 - 3.2 平成15年3月の取り組み概要
 - 3.3 共通的な課題の整理・分析・評価
 - 3.4 再発防止対策
 4. 再発防止対策の具体的行動計画
 - 4.1 具体的行動計画策定の考え方
 - 4.2 具体的行動計画を確実に実施していく仕組みづくり
 - 4.3 具体的行動計画の実施状況評価および評価結果の公表方法
 5. 評価本部による再発防止対策の具体的行動計画の評価・確認
 6. まとめ
- 添付資料1再発防止対策の具体的行動計画
分冊原子力発電設備に関する再発防止対策

1. 目的

経済産業省原子力安全・保安院から当社に点検指示文書「発電設備に係る点検について（平成18・11・30 原院第1号）」により、水力発電設備・火力発電設備・原子力発電設備に対し、平成18年11月21日に指示したもの（指示1）以外のものについても、関係法令をはじめ各種協定に基づく、「許可・認可・届出事項などに関する手続き不備」、「各種報告・記録事項に関する計器や記録などについてのデータ改ざんおよびその他同様の問題」（以下これらを「不適切な事案」という。）がないか、点検を行うことを求める指示（指示2）が発出された。

当社は、指示2に基づき、水力発電設備・火力発電設備・原子力発電設備に対して実施した点検で確認した不適切な事案に関する事実関係と当社設備の健全性の確認および個別の再発防止対策について、平成19年3月30日に原子力安全・保安院に報告し、平成19年4月10日に追加報告を実施した。

また、報告した点検結果をもとに、原因を究明し、取りまとめた再発防止対策を、平成19年4月6日に原子力安全・保安院に報告した。

その後、当社からの報告に対して、平成19年4月20日に経済産業大臣から「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応」として嚴重注意を受けるとともに、再発防止対策について、今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて報告するよう指示（指示3）を受けた。

本報告書は、指示3に基づき、原子力安全・保安院の「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」および「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」を踏まえて、平成19年4月6日に報告した再発防止対策の具体的な行動計画を策定したものである。

○参考＜国から受領した指示文書＞

＜指示1＞「水力発電設備に係る調査について（平成18・11・20 原院第5号）」

1. 電気事業法に係る検査資料および定期報告において記載事項に係る改ざんの有無および有の場合にはその内容。
2. 電気事業法に係る必要な工事計画の届出（平成12年7月1日の改正法が施行されるより前のものについては、認可申請を含む。）を行わずに実施した工事の有無。
3. 上記2. で有の場合は以下の事項
 - （1）当該工事の時期と内容
 - （2）当該電気工作物が技術基準に適合していることを示す書類
 - （3）届出（あるいは認可申請）をしなかった理由

＜指示2＞「発電設備に係る点検について（平成18・11・30 原院第1号）」

水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11月21日に指示したものの以

外についても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題がないか、点検を行うことを求めます。

<指示3>「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応（平成19・04・18原第42号）」

報告された再発防止対策については、これを実現していくための具体的な取り組みが明記されておらず、改めて今後のスケジュールを含めた具体的な行動計画を定めて、平成19年5月21日までに当省に報告するよう指示する。

2. 再発防止対策の検討・推進体制

再発防止対策の検討にあたっては、社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するための組織である企業再生プロジェクトが一体的な取り組みになるよう全体を主導するとともに、中国電力アドバイザーボードからの意見を反映して、社員の意識改革や風土改革を行うこととした。

また、設備点検を実施した電力設備点検検討本部（以下「検討本部」という。）、「流通設備点検検討会」および「電源設備点検検討会」（以下これらを「検討会」という。）に加えて、全社的なコンプライアンスの取り組みを推進してきたCSR推進部門をはじめ、経営企画部門、考査部門も参画して検討を実施するとともに、客観性・透明性を確保するため報告書等の評価を実施した電力設備点検評価本部（以下「評価本部」という。）が具体的行動計画の内容および実行状況の確認を行うこととした。（図2-1、表2-1参照）。

なお、「企業再生プロジェクト」が担う再発防止対策の全社総括的な役割および、検討本部等の役割については、「企業再生プロジェクト」の設置期間終了（平成20年1月末日途）までに、既存の組織あるいは現在経営機構改革の一環として検討中の「内部統制に必要な全社横断的業務を担当する組織」への引き継ぎを行い、当該組織がその役割を担うこととする。

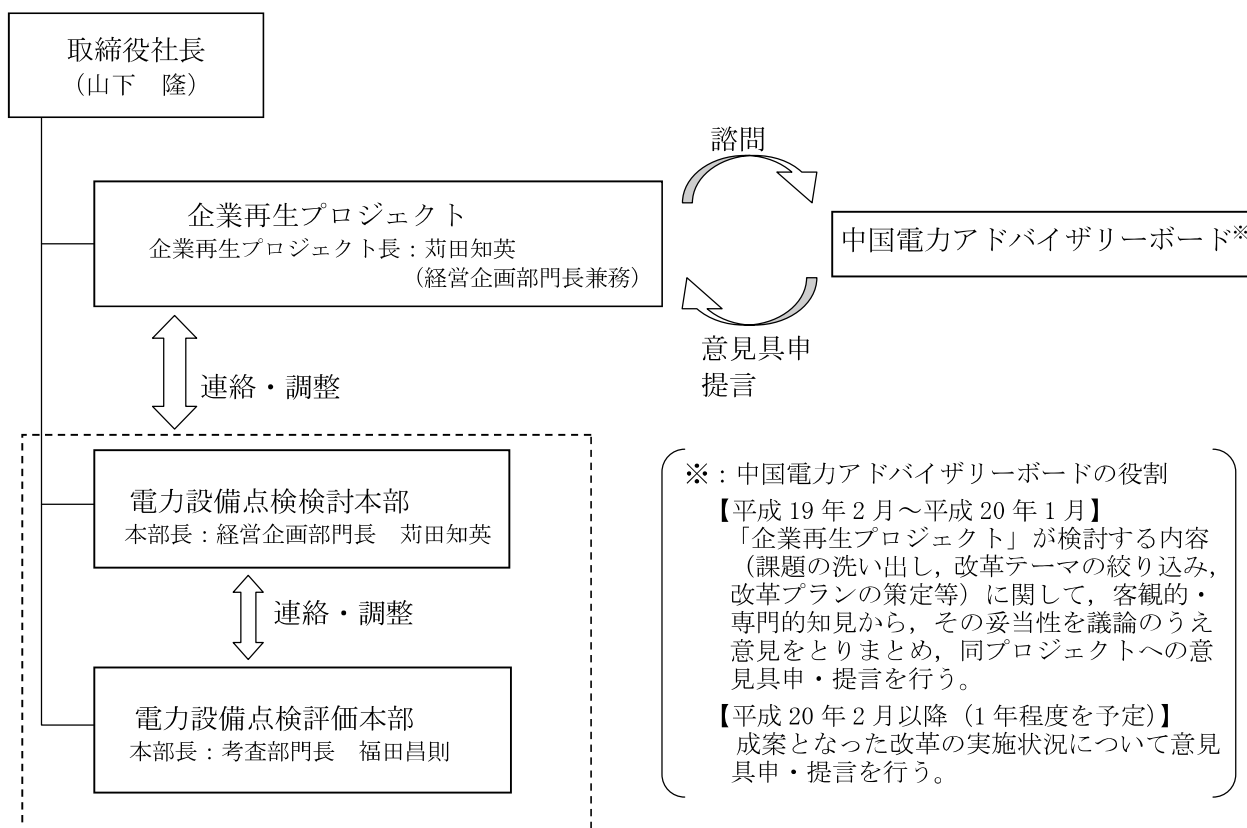


図2-1 体制図

表 2-1 企業再生プロジェクト、検討本部等の主な役割

再発防止対策の検討・実施にあたっては、社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するために、社長直属の組織である企業再生プロジェクトが一体的な取り組みになるよう全体を主導する。

名 称	責任者	主な役割
企業再生プロジェクト	企業再生プロジェクト長	<ul style="list-style-type: none"> ・「信頼回復」「企業再生」に向けての取り組みの総括 ・中国電力アドバイザーボードからの意見を反映して社員の意識改革や風土改革を推進
検討本部	経営企画部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の具体的行動計画策定，実行に係る全体調整，把握 ・経済産業省 原子力安全・保安院への報告対応
評価本部	考査部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・各主管箇所が作成した具体的行動計画内容および実行状況の確認ならびに企業倫理委員会への状況報告
各主管箇所	各本部長・部門長	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止対策の具体的行動計画の策定，実行 ・社内外への公表対応

3. 原因究明と再発防止対策

3. 1 再発防止対策の検討の進め方

今回の発電設備に係る点検により 81 件の不適切な事案が明らかになったが、これらの不適切な事案を今後の当社の事業運営にあたっての大きな教訓とし、同様の不適切な事案の発生を繰り返さないための対策を講じることが不可欠である。

以下では、発電設備ごとの課題と全社共通的な課題を抽出したうえで策定した再発防止対策について記載する。

再発防止対策の検討にあたっては、平成 14 年 8 月の原子力安全・保安院からの総点検指示に基づき、平成 15 年 3 月に提出した報告書「島根原子力発電所自主点検作業の適切性確保に関する総点検報告書」（以下「総点検報告書」という。）において実施することとしていた全社的な取り組みと原子力部門の取り組みの実施状況を踏まえ、今回の点検で明らかになった不適切な事案について共通的な課題の整理・分析・評価を行い、これまでの取り組みでの弱点を抽出し、今後重点的に取り組むべき課題を明確にしたうえで、全社的な再発防止対策を策定した（図 3-1 参照）。

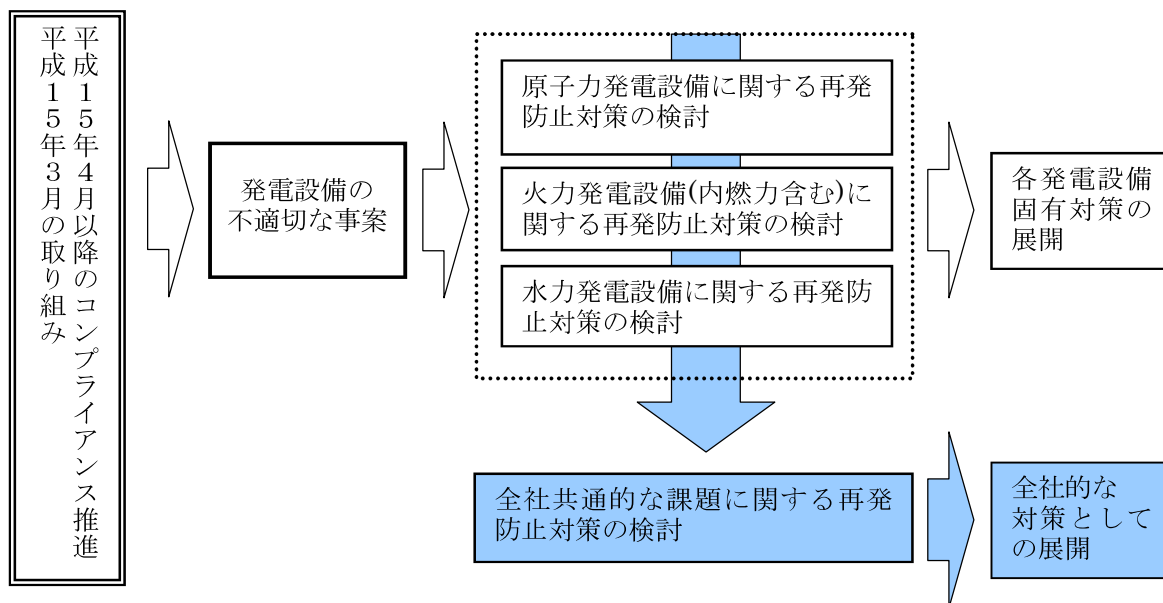


図 3-1 再発防止対策の検討の進め方

3. 2 平成15年3月の取り組み概要

平成14年8月に他電力会社における点検・補修作業に係る不適切な取扱いが行われていたことから発せられた、原子力安全・保安院からの総点検指示に基づき、平成15年3月に提出した「総点検報告書」で、他電力会社の再発防止対策の当社への反映の必要性についても検討を行い、以下の全社的な取り組みと原子力部門の取り組みを実施していくこととし、平成15年にはコンプライアンス推進体制を整備した（図3-2参照）。

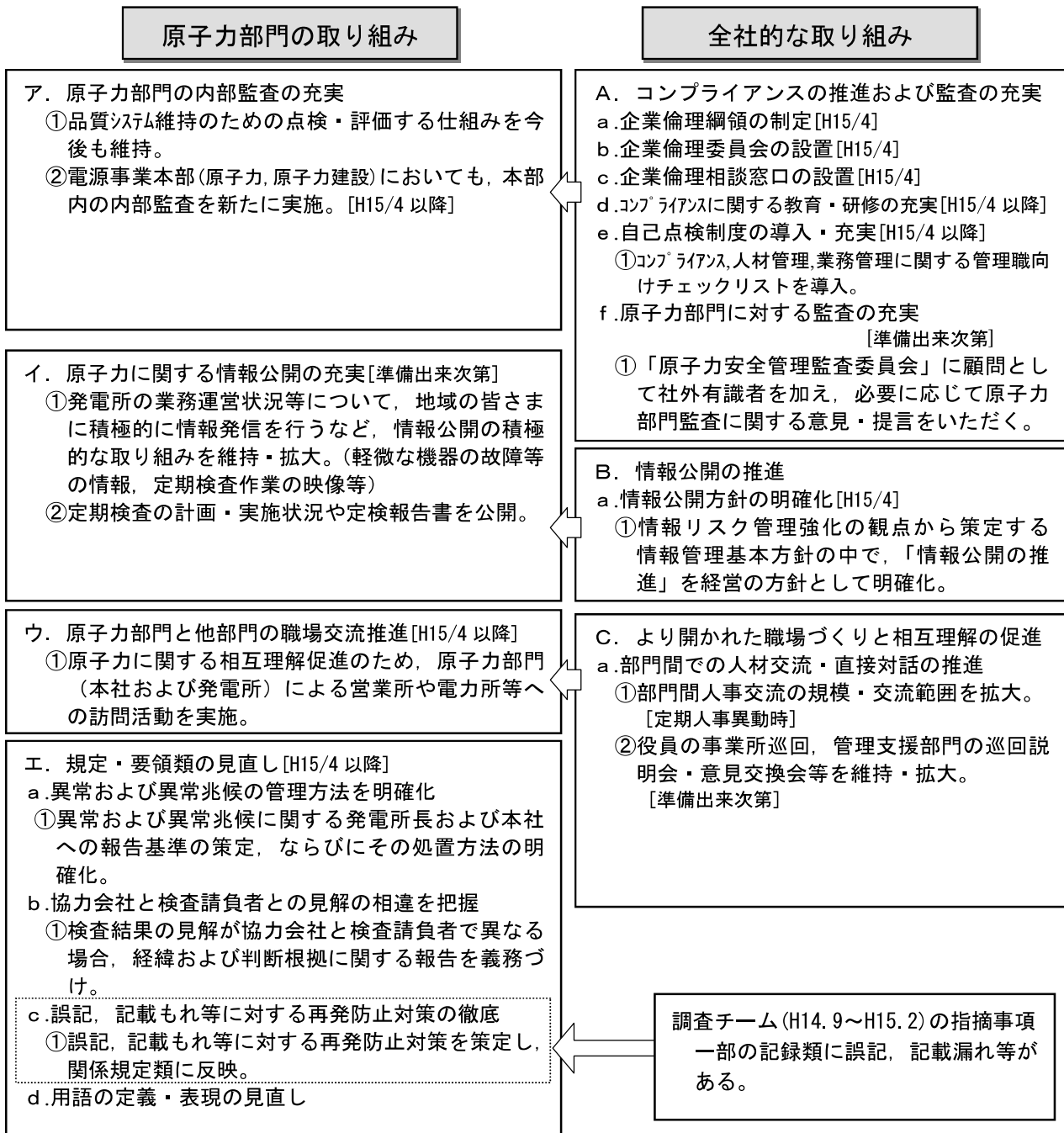


図3-2 平成15年3月以降の取り組み

3. 3 共通的な課題の整理・分析・評価

共通的な課題を抽出して全社的な再発防止対策を策定するため、平成15年3月に提出した「総点検報告書」以降に取り組んだ全社的なコンプライアンス推進の取り組みと原子力部門における取り組みの実施状況を踏まえ、今回の点検で明らかになった不適切な事案について共通的な課題の整理・分析・評価を行い、これまでの取り組みでの弱点を抽出し、今後重点的に取り組むべき課題を明確にした。

まず、今回の点検において明らかになった不適切な事案について、発電設備ごとに分類と課題の整理を行い、それを踏まえて全社的な課題の整理・分析・評価を行った。

3. 3. 1 課題の整理・分析・評価

(1) 発電設備ごとの課題の整理

発電設備ごとの主な課題を以下のとおり総括的に整理した。

なお、原子力発電設備については、詳細な内容を分冊に記載している。

a. 水力発電設備

水力部門においては、ダム計測業務を実施する中で、合理的な説明が困難であるとして国や本社などへの説明を回避することが動機となり、計測値を説明しやすい値に書き換えるといったデータ改ざんや、法令で求められる届出の漏れといった不適切な取扱いが多数行われていた。また、全社的なコンプライアンス推進が強化された平成15年度以降も改められていなかった。

これらの背景には、社員の多くが計測精度上の問題から計測データに高い価値を認めていなかったり、安全性に大きな影響がないため報告自体を重大な業務と認識していなかったという企業倫理観の欠如、および電気事業法や関係法令の知識不足や届出の可否に関する判定が曖昧であったことなど、品質保証体制・業務運営面に甘さがあった。

b. 火力発電設備

火力部門においては、発電所の安定運転や行政等への説明のしやすさを企業倫理に優先させる意識に加えて、法令等に関する知識が不足していたことやチェック体制の不十分さ、不具合が発生した際のルールの不明確さ、上位職や本社へ気軽に相談・報告できない職場風土などが、不適切な事案発生の主な要因として考えられる。

平成15年度以降コンプライアンスへの取り組みを強化したが、当時実施したコンプライアンスの観点からの業務点検において、今回確認された不適切な事案が抽出できておらず、また、それ以降にも事案が発生している。要因として、不適切な事案を顕在化させ改善することに組織として強い意志を持って取り組む意識が乏しかったことや、敢えて不適切な事案が表面化することを避けることなどが考えられ、これまでの取り組みは不十分であったと考えられる。

c. 原子力発電設備

原子力部門においては、法令への適合性評価等の甘さに加えて、説明責任の回避や工程確保を優先する等の意識、法令・マニュアル等に関する知識不足、業務の進め方についての情報共有不足、更にはルールの不明確さ、気軽に相談・報告できない職場風土、内部チェック不足などが、今回の不適切な事案の発生原因としてあげられる。

原子力部門では、平成13年の地元自治体との安全協定改定に織り込んだ情報公開や安全文化醸成に関する事項の業務への反映や、平成15年3月の「総点検報告書」における不正防止に向けた取り組みで掲げた監査の充実、情報公開内容の充実、異常・異常兆候の管理方法の明確化等により、職場風土の改革および不正を防止する仕組みの充実に取り組んできた。

今回の点検の結果、確認された不適切な事案のほとんどが平成15年3月以前に発生したものであることから、これまでの取り組みが概ね有効に機能しているものと評価している。

一方で、平成15年3月以前に発生し現在まで継続していた事案や平成15年度以降新たに発生した事案が、それぞれ数件あったことから、これらの原因分析を踏まえた不正防止対策の強化・充実が必要であると考えている。

また、今回の点検の結果、新たに抽出された要因である「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方」や「不適合管理の不備」に関する対策を加える必要がある。

(2) 全社共通的な課題の分析・分類

当社は、企業倫理の徹底という観点から、平成15年度に企業行動規範および社員行動規範からなる「中国電力企業倫理綱領」を策定するとともに、「企業倫理委員会」、「コンプライアンス推進部署の設置」、「企業倫理相談窓口」などの推進体制を整備したほか、「コンプライアンス研修」の実施・充実などの方策を全社的に展開してきた。こうした一連の取り組みにより、全社員を対象とした意識調査において、多くの社員が「業務遂行にあたってコンプライアンスを意識している」と回答するなど、コンプライアンス意識は社員へある程度浸透しつつある。

また原子力部門においては、監査の充実、情報公開内容の充実、異常・異常兆候の管理方法の明確化等を含む原子力品質マネジメントシステム(QMS)を構築し、品質保証体制の充実を図るなどの取り組みが行なわれ、一定の自浄作用は働いていると評価できる。

しかしながら、今回の点検の結果、すべての設備において平成15年3月以前に発生し現在まで是正されず継続していた不適切な事案が多数あること、また、平成15年3月以降も新たに不適切な事案が発生していることが明らかになったことから、これまでの取り組みは総じて不十分であり、以下のような反省点があげられる。

- ・発電機出力の維持やコスト削減といった業務プレッシャーを背景として、これらを優先するという誤った意識や、法令・業務ルールに関する知識不足等により、真のコンプライアンス意識が醸成されていない。
- ・不適切な事案を積極的に顕在化させることを阻害する風通しの悪い企業風土があり、また社員が不正等を指摘し、表面化させることをサポートするための仕組みが不十分である。
- ・コンプライアンス推進の取り組みが形式的であり、日常業務に直結させるための仕組みが十分に整備されていない。

これらのこれまでの取り組みへの反省点も踏まえ、当社が今後重点的に取り組むべき全社的な課題を抽出し、「コンプライアンス意識面での課題」、「企業風土面での課題」、「品質保証面での課題」という3つに整理した。

「コンプライアンス意識面での課題」

- 業務執行責任の認識欠如と所在の不明確
- 行政等への説明の手間を省こうとする意識
- 実害がなければ良いとする技術者の独善的な判断
- 業務プレッシャーとルール遵守の葛藤

「企業風土面での課題」

- 不正が顕在化されない職場風土
- 本社・現業機関間、組織内部の風通しの悪さ
- 全社最適より部門最適を優先する風土

「品質保証面での課題」

- 業務上必要な知識が欠如
- 法令・実態にそぐわない社内ルール
- チェック機能の不十分さ
- 不正を顕在化させる仕組みの機能不足

① コンプライアンス意識面での課題

○ 業務執行責任の認識欠如と所在の不明確

経営層が不正を認識しながらも、是正に向けて適切に対応しなかった事案があった。その背景には、経営層を中心として企業倫理観が希薄だったことのほかにも、部門横断的な課題に対する権限・責任が不明確で曖昧であったこと、指揮命令系統が複雑化したことなど、業務執行責任の認識欠如と所在が不明確といった当社の業務執行体制上の課題がある。

○ 行政等への説明の手間を省こうとする意識

技術的・理論的に説明が難しい計測値を改ざんしたり、説明に都合の良い数値が得られるまで計測を繰り返すなどの事案があった。その背景には、安全性等の実害がなければ、行政からの指摘を受けずに無難に乗り切りたい、説明の手間を省きたいとの意識があった。

○ 実害がなければ良いとする技術者の独善的な判断

データ改ざんという事案が行なわれた背景には、説明の手間を省きたい、説明に窮することを避けたいという意識のほかにも、実害がないのであれば計測値を変えることは問題ないといった技術者の独善的な判断もあった。

○ 業務プレッシャーとルール遵守の葛藤

発電機出力を維持するために、協定に違反した不適切な運転を継続した事案や、発電コスト削減を重視し、守るべき基準値を逸脱した運転をするといった事案があった。その背景には、現業機関には安定供給や効率化といった業務プレッシャーがあり、ルール遵守との間で葛藤が生じた際、最終的に安定供給や業務効率化を優先してしまうといった意識があった。

② 企業風土面での課題

○ 不正が顕在化されない職場風土

不適切な事案と認識することなく定例的に引き継がれる事案があった。その背景には、原点に立ち返り基本ルールを確認することなく、前例踏襲で業務が進められる職場風土があった。不適切な事案に対して問題意識を持つ社員もいたが、それらが表面化した場合に罰せられるであろう職場の先輩や関係者への遠慮、自らの保身意識が働き、適正化への行動を起こすことにためらいを感じるなど、不正を指摘しにくい職場風土があった。

○ 本社・現業機関間、組織内部の風通しの悪さ

不適切な事案が表面化した際に、本社への連絡・相談を行わず、現業機関内で問題を抱え込むといった事案があった。その背景には、現業機関が本社に対して距離を感じ、問題提起しづらいといった本社・現業機関間の風通しの悪さがあるものと考えられる。また、同一事業所内におけるコミュニケーション不足に起因した不適切な事案もあり、組織内部においても風通しの悪さがあるものと考えられる。

○ 全社最適より部門最適を優先する風土

自部門の都合を優先した勝手な解釈によって業務を進めた結果、ルール違反の状態を発生させ、これを隠すために改ざんが開始された事案がある。部門横断的な業務には、全社最適の観点から取り組むべきであるが、それを怠り部門の論理を優先させるといった閉鎖的な風土がある。特に、他部門との人事交流が少ない部門において、こうした閉鎖性が顕著な傾向がある。

③ 品質保証面での課題

○ 業務上必要な知識が欠如

許容される値の超過を違反と勘違いして不適切に修正したり、必要な報告事項に気付かず漏れを生じさせるといった事案があった。その背景には、関連法令・協定・社内ルール等に関する知識が不十分であったという課題がある。また、関連法令・協定等の共有化や、社員が判断に迷った際のサポート体制が不十分であった。

○ 法令・実態にそぐわない社内ルール

社内ルールやマニュアル通りに業務を行ったにもかかわらず、それ自体に不備があるものもあり、結果的に法令・協定等を遵守できない面があったことや、申請・届出の要否基準が曖昧な場合の対応方法が明確化されていなかったことが、行政等への報告漏れや、自らの判断による不適切な処理につながった事案があった。その背景には、法改正や業務実態に応じた社内ルールの見直しが十分でなかったという課題がある。

○ チェック機能の不十分さ

不適切な事案が顕在化することなく継続されてきた背景には、管理職のチェックの甘さ、委託業務における検査の不十分さ、内部監査など第三者視点からのチェックの不十分さという課題がある。

○ 不正を顕在化させる仕組みの機能不足

内部通報制度が整備された平成15年度以降にも、不正を問題提起する社員の声が事業所内にとどまり、不適切な状態が継続され是正に至らなかった事案があった。その背景には、制度自体が社員に浸透していなかったことに加え、通報先が社内だけであり通報することで不利益な扱いを受けるのではないかと懸念から、制度が十分に活用されなかったという課題がある。

3. 4 再発防止対策

3. 4. 1 信頼回復・企業再生に向けた取り組み

(1) 取り組みの枠組みと進め方

当社では、一連の不適切事案について、地域の皆さま、お客さま等からの信頼を大きく損なうものであると受け止め、こうした事案を二度と繰り返さないためにも、信頼回復に向けた取り組みを進めることが経営の最優先課題と位置づけている。

そのためにも、お客さま・地域社会等から、信頼でき、選択するに足る「より良い会社」、社員にとって「風通しがよく、働きがいや誇りのもてる会社」に再生させるために、経営層自らが先頭に立って改革を実施することとした。

取り組みにあたっては、今回の発電設備点検により顕在化した不適切事案の原因分析を踏まえた再発防止の実施に留まらず、企業経営のあり方、企業風土や社員の意識などに根ざす潜在的課題に対する抜本的な改革を行う。

こうした取り組みを推進するため、平成19年2月、信頼回復と企業再生に向けた全社大の抜本的改革（「企業再生プログラム」）を強力かつ着実に推進するための社長直属の専任組織として「企業再生プロジェクト」を設置した（設置期間：平成19年2月～平成20年1月）。

さらに、こうした取り組みが、地域の皆さま、お客さまから幅広く受け容れられるものとするため、平成19年2月、「企業再生プロジェクト」の諮問機関として「中国電力アドバイザリーボード」（以下、アドバイザリーボードという。）を設置し、社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させることとした。

こうした信頼回復・企業再生に向けた取り組みを進めるにあたり、一連の発電設備点検における不適切事案の原因分析から顕在化した課題に対しては、当該業務を主管する事業本部・部門を中心に迅速かつ確実に実施していく。

さらに「企業再生プロジェクト」において、職場実態や社員の意識等の現状把握を十分に行い、当社に内在する潜在的課題に対する具体的な施策を策定していく。具体的な施策の実施にあたっては、「企業再生プロジェクト」で検討実施するか、主管となる事業本部・部門等を指定して検討実施するかを内容に応じて判断しながら進める。

なお、再発防止対策の実施にあたっては、社員意識・職場実態等の現状把握を踏まえ、追加すべき取り組み等があれば、「企業再生プロジェクト」から主管事業本部・部門に必要な対策を示していく。

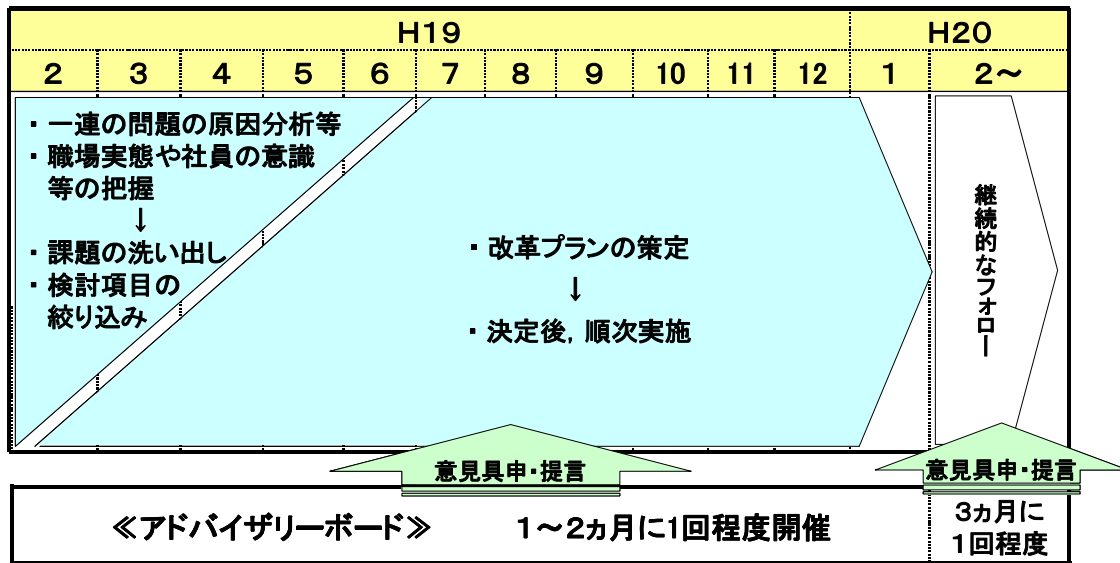
【企業再生プログラムの取り組みと検討スケジュール】

① 「企業再生プログラム」について

「企業再生プログラム」とは、職場実態や社員の意識等の現状把握、課題の洗い出し、改革テーマの絞り込み、改革プランの策定・実行までの一連の取り組みのことを言う。

なお、「企業再生プログラム」の推進にあたっては、アドバイザリーボードによる意見具申・提言も踏まえつつ実施する。

企業再生プログラムの検討スケジュール（概要）



②職場実態・社員意識の現状把握

○役員による全事業所訪問

平成19年2月から3月にかけて当社役員が全ての事業所（102事業所）を訪問し、信頼回復・企業再生に向けた経営層の決意を社員に直接伝えるとともに、社員の意識喚起を行った。さらに、社員との意見交換の場を設け、職場の問題点等を聞き取った。

○アンケート調査等を通じた職場実態・社員意識の現状把握

上記事業所訪問における聞き取り・分析結果を参考としながら、全社員を対象としたアンケート調査等を平成19年6月目途で実施する。アンケート調査においては、社員意識・職場風土および業務運営について、本社と事業所間、上司と部下間といった立場の違いによる意識ギャップや問題点が明らかとなるよう具体的実施方法を検討していく。

また、業務運営の実態把握については、アンケート調査に加えて事業所・各部門への聞き取り等も行うことにより、調査の深掘りも行う。

3. 4. 2 再発防止対策の基本的な考え方

再発防止対策の策定にあたっては、経営層自身が不正を顕在化させ改善し得なかった事案に対する反省を踏まえ、まず経営層自らが、経営の透明性・客観性の確保、経営の効率性向上、内部統制機能の強化の視点から「企業経営のあり方」に関する機構改革に率先垂範して取り組むこととした。

経営機構の改革については、平成19年6月から、取締役員数の削減および任期短縮、執行役員制の導入等を実施するとともに、コンプライアンス推進・危機管理を担当する副社長の設置や企業倫理委員会を取締役会の諮問機関に位置付けるなどの施策を実施することとしている。これにより経営層自らがコンプライアンス経営を率先垂範して推進していく。

加えて、一連の不適切事案の原因分析を踏まえると、経営層だけでなく、会社全体の問題として、安定供給や効率化に向けた意識・取り組みに比べてコンプライアンスに対する意識等が弱いこと、さらには改ざんや隠ぺいといった問題が生じ得る、業務運営や組織の仕組みにも課題があることも明らかになった。

当社はこれまで、地域の皆さま、お客さま等から信頼される企業を目指し、また、平成15年4月以降、経営層から社員一人ひとりまでが、法令を遵守することはもちろん、倫理観と社会的良識を持って行動することが肝要であるとの認識のもと、コンプライアンスの推進を企業活動の柱に据えて取り組んできた。

しかしながら、今回のような多数の不適切な事案を引き起こしたことは、当社のこれまでの取り組みの脆弱さや認識の甘さだけでなく、企業体質そのものが問われる事態であると重く受け止めている。

これまでの取り組みが不十分であったことの反省を踏まえ、再発防止対策の策定にあたっては、原子力発電設備をはじめとする電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等、社会的な要請に応じていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、経営層および社員一人ひとりの意識、当社の企業風土、社内の仕組みやルールに「コンプライアンス最優先」の考え方が組み込まれるよう、全社的に抜本的な業務運営の見直しを行うこととした。

以上を踏まえ、具体的な全社の再発防止対策は、今回の点検の結果明らかとなった共通的な課題である「コンプライアンス意識面での課題」、「企業風土面での課題」、「品質保証面での課題」に対し、以下の3つを柱として、平成15年3月の「総点検報告書」において実施することとしていた全社的な取り組みと原子力部門の取り組みを強化・充実する。

(1) 不正をしない意識・正す姿勢

平成15年度以降展開してきたコンプライアンス推進への取り組みにより、社員の意識は高まりつつあるものの、不正を積極的に公表し、不正を正そうとする行動を取っていないなど、意識が実際の行動にまでは結びついていないものと考えられ、取り組みが不十分であった。

こうした反省を踏まえ、コンプライアンスを最優先とし、「不正をしない意識・正す姿勢」を実現するため、今一度、全社員の企業倫理意識の浸透・定着、安全文化の再構築を図る。

(2) 不正を隠さない仕組み・企業風土づくり

本社・現業機関間や上司・部下間の風通しの悪さ等により、不正の顕在化や情報共有化を阻害する企業風土、また、上司や同僚への遠慮や、自らの保身意識が働き、不正を指摘しにくい職場風土が、過去の不適切な事案が今日まで改善されず放置されていた原因であると考えられる。また、「企業倫理窓口」の設置等の不適切な事案を表面化させ改善する仕組みも十分に機能していなかった。

今後は、「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」のため、悪い情報を含め全ての情報が速やかに関係者に伝達されるとともに、業務運営において不適切な事案が発生した場合にも、即座に、関係社員が適正化や情報公開に向けた対応を実施できる企業風土づくりとそれをサポートする仕組みの整備・充実を図る。

(3) 不正をさせない業務運営

今回の不適切な事案においては、遵守すべき法令やマニュアル類に関する知識の不足や確認不足に起因するもの、また、社内ルールそのものが不十分であったものが確認された。また、業務内容を適正に管理する内部チェック機能に実効性が伴っていなかったことにも問題があったと考えられ、当社の品質保証体制・業務運営面に甘さがあった。

したがって、「不正をさせない業務運営」を徹底するため、社員の安全ならびに法令・ルールへの理解を高めるとともに、社内ルールの改善を含め品質保証・業務運営体制の充実を図る。

今後、当社は「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、中国電力グループ全体で「不正をしない意識・正す姿勢」、「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」、「不正をさせない業務運営」を柱とする再発防止対策を確実に実施するとともに、今後とも原子力をはじめとする電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的要請に応えることで、企業としての社会的責任を果たし、地域の皆さま、お客さま等からの信頼の回復に努める。

3. 4. 3 再発防止対策

(1) 発電設備ごとの再発防止対策

発電設備ごとの再発防止対策については、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを基本として、各部門において「不正をしない意識・正す姿勢」、「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」および「不正をさせない業務運営」を3つの柱として、以下のとおり取り組む。

なお、発電設備ごとの具体的な再発防止対策については、水力と火力は添付資料1に、原子力は分冊に取りまとめている。

a. 水力発電設備

これまでのコンプライアンスへの取り組みが不十分であったことを真摯に受け止め、現在の問題意識を風化させることなく、コンプライアンスを最優先する意識を水力部門の全社員に徹底し、意識面での改革を図る。特に、流通事業本部長および事業支援部門長をはじめとしたライントップが率先垂範し、社員への直接の意思伝達を積極的に進める。

また、今回の不適切な事案には、職場風土の閉鎖性に起因するものが多く見られた。これらを是正するため、本社・現業機関間や上司・部下間の風通しを良くし、不適切な事案の顕在化や情報の共有化を図ることにより、不正・不備を隠さず言い出せる企業風土・職場風土づくりを進める。

加えて、電気事業法・関係法令の知識不足や届出の要否に関する判定ルールが曖昧であったこと、および、内部チェック機能に実効性が伴っていなかったことなど、品質保証体制や業務運営面に甘さがあったという反省から、不正をさせない業務運営を徹底するため、水力発電所に係る手続き・報告業務のルールの明確化・マニュアル類の見直しを行うとともに、部門内のチェック機能の向上を図る。また、不適切な事案を顕在化させるため、情報の共有化を推進するとともに、法令遵守を徹底するための業務教育の充実を図る。

b. 火力発電設備

これまでのコンプライアンスへの取り組みの不十分さの反省から、改めて原点に立ち返り、コンプライアンス最優先の意識を火力部門の全社員に徹底する。特に、電源事業本部長をはじめとしたライントップが率先垂範し、社員への直接の意思伝達を積極的に進める。

不具合等の不適切な事案が発生した際の取扱いが不明確なことが、発電所や担当内で問題を不適切に処理することに繋がったことから、設備の不具合や測定値の疑義が生じた際の対応方法をルール化することにより、問題を顕在化させ、改善につなげるための仕組みづくりに取り組む。また、本社・発電所間の情報共有化を進めるとともに、発電所が抱える悩みを気軽に本社へ相談できるような体制を整備することで、不正を隠さない仕組みや組織風土づくりを進める。

さらに、法令や協定に対する知識不足、マニュアルの不十分さが不適切な事案に繋がった反省から、法令や協定等の説明・解釈集の作成や業務マニュアルの見直しを進めるとともに、それらに関する研修・教育の機会を増やしていく。また、内部チェック体制が不十分であったことから、業務ラインによるチェックや発電所相互での点検活動を充実させる。

c. 原子力発電設備

原子力部門として再発防止対策は、平成13年の安全協定改定への織り込み事項および平成15年3月の「総点検報告書」における不正防止に向けた取り組み事項に、今回の点検により新たに抽出された「法令・保安規定遵守の考え方」および「不適合管理」に対する対策を加え、現在取り組んでいる原子力品質マネジメントシステム（QMS）の高度化の中で不適切な事案が再発することを防止するシステムを構築する。

また、電源事業本部長をはじめとしたライントップが率先垂範し、社員への直接の意思伝達を積極的に進める。

(2) 全社共通的な再発防止対策

全社共通的な具体的な再発防止対策については、添付資料1に取りまとめている。

① 不正をしない意識・正す姿勢

a. コンプライアンス最優先の徹底

(a) コンプライアンス経営推進宣言

当社が「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とすることについて、社内外に向けてその決意を表明する。

〔平成19年度上期 CSR推進部門〕

(b) コンプライアンス遵守の誓約

コンプライアンス経営の実現が経営層の責務であること、また、経営層・事業所長等がコンプライアンスの遵守を率先垂範することを改めて自覚するため、経営層および事業所長等が誓約書に署名する。〔平成19年度上期 CSR推進部門〕

(c) 企業倫理委員会の機能強化

「コンプライアンス最優先」の基本のもと、企業倫理委員会の位置付けを見直すとともに、社会の要請や経営環境の変化を素早く認識し、当社の事業運営に反映できるよう機能を強化する。

また、当委員会の客観性、透明性を高めるため、社外有識者の委員を増員するとともに、審議内容の透明性を図るため、議事概要を当社ホームページ上に公開する。

〔平成19年度上期 CSR推進部門〕

(d) コンプライアンス強調月間の設定

今回の不適切な事案から得た教訓を風化させないため、毎年、「コンプライアンス強調月間」を設定し、経営層によるメッセージ、講演会、意識調査などの諸施策を集中的に実施することにより、効果的に社員のコンプライアンス意識の高揚を図る。

〔平成19年度下期 CSR推進部門〕

(e) コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり

全社員が常にコンプライアンスを自分の問題として意識するよう、日々の業務において、社員一人ひとりが法令遵守や企業倫理綱領に示す社員行動規範について考え、自らの行動を振り返る仕組みを設ける。〔平成20年1月 企業再生プロジェクト〕

b. コンプライアンス教育の充実

(a) 経営層を対象とした研修の充実

経営層における「不正をしない意識、正す姿勢」の定着化を図るため、これまで定期的を実施してきた講演会に加え、今回の不適切な事案を題材とした討議形式の研修を実施する。〔平成19年度 CSR推進部門〕

(b) コンプライアンス推進役に対する研修の充実

コンプライアンス推進役が十分機能を果たすよう、問題事例を題材とした従来の話し合い研修に加え、以下の研修内容を行う。

- ・コンプライアンスに関する職場研修をより効果的に実施するため、インストラクターとしての知識・ノウハウを習得させる専門的教育
- ・職場の問題についての内部通報の受付方法および対応方法に関する教育

〔平成19年度上期 CSR推進部門〕

(c) 全社員を対象とした職場研修の充実

従来の話し合い研修（問題事例を題材とし、それらの背景にある問題点の洗い出しや対応方法について話し合う）に加えて、eラーニングを活用した研修を行うことにより職場研修の充実を図る。

eラーニングでは、コンプライアンス遵守のための基本的事項の再徹底と今回のような不適切な事案への対応に関する具体的な解説を行い、安全文化の再構築へもつなげる。

〔平成19年度 CSR推進部門〕

上記の教育の実施に当たっては「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことが基本であることを徹底する。

② 不正を隠さない仕組み・企業風土づくり

a. 不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり

(a) 内部通報制度の充実

現状では、企業倫理相談窓口は社内に設置されていることから利用しにくい面があるため、社内の企業倫理相談窓口に加え、弁護士事務所など第三者機関に社外相談窓口を設置し、その旨を社内外に周知する。また、これまで以上に早急かつ的確に申出内容の実態を把握できるよう、弁護士の協力・アドバイスを受けながら、調査を実施するなど調査機能の充実を図る。〔平成19年度上期 CSR推進部門〕

(b) 隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり

不適切な事案が発生した場合、積極的に言い出して適切な対処を施すインセンティブが働くような仕組みづくりに取り組む。〔平成20年1月 企業再生プロジェクト〕

(c) 不具合等が発生した場合の対応方法の明確化

新たに設備の不具合や測定値の疑義等が発生した場合に、隠す・隠さないの判断の余地なく情報公開や改善ができるよう、対応方法のルール化や原子力部門で活用している不適合管理システムの水平展開・改善を行う。

また、不適切な事案に関する原因や再発防止対策などの情報について、全社共通の課題として、本社と現業機関、部門間等で共有・活用できる仕組みを整備する。

〔平成19年度 各技術部門〕

(d) 業務点検を行う機会の設定

適正な業務運営を徹底するため、コンプライアンス強調月間等に合わせ、法令・協定等遵守の観点から、各職場で業務を点検する機会を設ける。

〔平成20年1月 企業再生プロジェクト〕

b. 悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり

(a) 本社による現業機関へのサポートの強化

現業機関が抱える業務プレッシャーなどの悩みについて、気軽に相談し解消できるよう、本社が現業機関へ積極的にサポートする仕組みの整備や、経営層を含めた本社・現業機関の交流機会の充実等を図る。〔平成20年1月 企業再生プロジェクト〕

(b) 職場でのコミュニケーションの充実

社員が職場で抱える悩みについて、躊躇なく相談できるよう、定期的なグループディスカッションといった、上司・部下、同僚同士で、より良好にコミュニケーションを図ることのできる仕組みづくりに取り組む。〔平成20年1月 企業再生プロジェクト〕

c. 部門相互の人事交流の推進

(c) 部門の枠を越えた人事交流の推進

各部門が自部門の価値観にとらわれず、幅広い視野を持って業務運営を行うため、現在も取り組んでいる部門の枠を越えた人事交流を推進する。

〔平成19年度 人材活性化部門〕

③ 不正をさせない業務運営

a. 経営機構改革

経営層が不正を顕在化させ改善し得なかった事案が存在したことの反省に立ち、当社を取り巻く経営環境の変化も踏まえ、①経営の透明性・客観性の確保、②経営の効率性向上、③内部統制機能の強化の3点を視点に経営機構を改革する。

(a) 監督と執行の明確化（会長と社長の役割分担）

会長は、取締役会議長として経営の監視・監督を重点的に担い、社長は業務執行の最高責任者として業務執行全般を担い、経営方針の実現と経営目標の達成に責任を負うことで、両者の役割分担を明確にする。〔平成19年6月 企業再生プロジェクト〕

(b) 取締役会の機能強化

経営の意思決定・監督機能を強化し、経営の透明性・客観性の向上および取締役の経営責任の明確化を図るため、次のとおり役員体制を見直す。

・取締役員数の削減

定款における取締役の定員を現行の25名以内から15名以内に削減する。これにより、社外役員の活発な意見を引き出し、取締役会の議論活性化を図ることで、経営の意思決定・監督機能を強化する。

・取締役任期の短縮

取締役の任期を1年に短縮（現行2年）する。これにより、経営環境の変化に即応できる柔軟な経営体制にするとともに、株主からの信任機会を増やすことで、経営責任を明確にする。

・企業倫理委員会を取締役会の諮問機関に位置付け

コンプライアンス経営の監督機能を強化するため、企業倫理委員会を、従来の経営会議の諮問機関から取締役会の諮問機関に見直す。〔平成19年6月 企業再生プロジェクト〕

(c) 業務執行機能の強化

業務執行の最高責任者である社長を中心とし、次のとおり業務執行機能および補佐機能を強化することで、経営の効率性を高める。

・全社横断的な業務を執行する副社長の配置

内部統制機能および社長の業務執行の補佐機能を強化する観点から、全社横断的な業務（具体的には「コンプライアンス推進・危機管理」、「経営監査・人材育成」）を担当し、その責任を負う副社長を2名配置する。

・執行役員制の導入

特定部門の業務執行に専念する役員として執行役員を配置し、経営の効率化および執行責任の明確化を図る。執行役員の任期は1年とし、従来は取締役が担っていた事業本部の副本部長、部門長をはじめ、支社長、病院長および事業本部・部門の部長等の重要な職位を委嘱する。〔平成19年6月 企業再生プロジェクト〕

(d) 第三者の視点の効果的活用

経営の透明性・客観性を高めるため、社外取締役および社外監査役が有する第三者視点の効果的活用について、今後、アドバイザリーボードの意見も聴き取りながら、幅広く検討を行う。〔平成20年度 企業再生プロジェクト〕

(e) 本社部門組織の再編成

企業の内部統制に必要な全社横断的業務を担当する組織を、現行の本社部門（経営企画部門、CSR推進部門など）の中から再編成するとともに、取締役の監督責任をより明確化するため、再編成した組織の長には取締役を配置し、執行役員による業務執行の監視・監督を担う体制とする方向で検討する。〔平成20年度 企業再生プロジェクト〕

b. コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール of 明確化・マニュアル類の見直し

(a) コンプライアンス最優先の業務運営の徹底

発電機の出力維持や業務効率化を優先することが要因となった事案への反省に立ち、業務運営方針等の中で「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを徹底する。〔平成19年度 事業本部・部門〕

(b) 継続的なマニュアル類の見直し

法令や協定、およびマニュアル類を網羅的に洗い出し、不備のあるマニュアル類の見直しを行うとともに、法令説明・解釈集を整備する等、業務のさらなる明確化や標準化を図る。

また、実態にそぐわないルールの見直しも含め、マニュアル類が有効に機能するよう継続的に改善を行う。〔平成19年度 事業本部・部門〕

c. 内部チェック体制の充実

(a) 各部門内における内部チェックの充実

本年2月に設置を終えた各技術部門の品質管理統括箇所において、今回の点検で明らかになった不適切な事案を踏まえ、品質保証を充実させる。〔平成19年度 各技術部門〕

(b) 本社のリーガルチェック機能の充実・強化

業務の適法性確保、予防法務の観点から、本社における法務部門の体制・機能強化を図り、法令解釈等の支援を充実する。〔平成19年度 CSR推進部門〕

(c) 内部監査体制の充実

内部監査の実効性をより一層高めていく必要があるため、内部監査部門の体制・機能の強化を図る。

また、各組織と内部監査部門との人事交流を推進し、内部監査業務の経験を積ませることで、各組織における内部チェック機能の向上を図る。

〔平成19年度 考査部門〕

d. 法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化

(a) 技術部門における業務教育の充実・強化

各技術部門において、検査業務等に関わる法令・協定やその重要性、安全の再徹底、実務面の知識の向上等に関する業務教育を実施し、業務運営におけるコンプライアンス最優先を徹底する。また階層別に、職位に応じた権限と責任を自覚させるような業務教育を実施する。〔平成19年4月～ 各技術部門〕

e. 委託業務の適正性確保

(a) 委託先との規律ある健全な取引関係の構築

当社と委託先の双方において恣意的な取扱いが生じることのないよう、可能な範囲で委託先固定化の見直し、法令違反時の発注停止処分や損害賠償請求の厳格実施等の取り組みを行う。〔平成19年4月～ 各技術部門〕

(b) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定

検査結果の透明性・正確性の確保、ならびに当社の管理・監督責任の適切な履行等の観点から、委託における検査業務に関して次のルールを設定する。

- ① 検査データの速やかな提出と報告値との照合
- ② 検査状況の写真の提出
- ③ 検査業務を適正に実施した旨の報告書への明記
- ④ 当社社員による検査立会

〔平成19年4月～ 各技術部門〕

4. 再発防止対策の具体的行動計画

4. 1 具体的行動計画策定の考え方

以下の点に留意し、添付資料1および分冊に記載の具体的行動計画を策定した。

- 再発防止対策の具体的内容として、実施プロセスを具体的に記載。
- 実施時期を明確に示すため、月単位のスケジュール表に実施プロセスを反映。
- 実施状況を的確に評価し、問題点を継続的に改善するための評価方法または、実施状況の確認方法を記載。

4. 2 具体的行動計画を確実に実施していく仕組みづくり

具体的行動計画の実施にあたっては、当面は「企業再生プロジェクト」が全社総括的な役割を担う。具体的な推進体制は以下のとおり。

- (a) 当面の推進体制（「企業再生プロジェクト」を中心とした推進：平成20年1月まで）
- 再発防止対策の行動計画実施にあたり、「企業再生プロジェクト」が全社総括的役割を担い、一体的な取り組みとなるように主導していく。
- 具体的には、まず「企業再生プロジェクト」が各再発防止対策について、検討本部と情報共有して実施状況等を把握する。そのうえで、各主管箇所に対し、今後実施する職場実態・社員意識等の分析も踏まえ、実効性のある取り組みとなっているか、着実に実施されているか等を検証しながら、必要により見直しを指示する。
- (b) 将来的な推進体制（平成20年2月以降）
- 「企業再生プロジェクト」が担っていた再発防止対策の全社総括的な役割については、「企業再生プロジェクト」の設置期間終了（平成20年1月末目途）までに、既存の組織あるいは現在経営機構改革の一環として検討中の「内部統制に必要な全社横断的業務を担当する組織」への引き継ぎを行い、当該組織がその役割を担うこととする。
- また「企業再生プロジェクト」が主管となって検討・実施する再発防止対策については、施策の内容に応じて主管となる事業本部・部門等を指定したうえで引き継ぎを行う。平成20年2月以降については、当該施策を引き継いだ主管事業本部・部門において、具体的な施策を実施する。なお、これらについては、平成20年2月以降、アドバイザーボードにおいて実施状況等の意見具申・提言を行い（1年程度を予定）、的確なフォローを実施する。

4. 3 具体的行動計画の実施状況評価および評価結果の公表方法

再発防止対策の行動計画の策定・実施を確実にを行うために、継続的に評価・見直しを行う仕組みを構築した（図4-1参照）。

各主管箇所（事業本部・部門）は、再発防止対策の具体的な実施内容や実施時期および評価方法を定めた行動計画を策定し、行動計画に従って対策を実施する。対策が計画どおりに実施されているかどうかについて、評価方法により自ら評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

内部監査部門（評価本部：考査部門）は、具体的行動計画の策定時に、各主管箇所にて作成した行動計画が、具体的になっているかどうか、現場が実行し易いかどうか、実施時期が明確になっているかどうか、および評価方法または実施状況確認方法が適切かどうかについて、確認を行う。その後、事業所考査により対策が行動計画どおり確実に実施されているかを確認するとともに、定期的実施状況の報告を受け、対策の有効性・適正性についてのとりまとめを行い、必要に応じて是正の提言を行う。

各主管箇所がとりまとめた評価結果および内部監査部門の評価結果は、「企業倫理委員会」に報告する。「企業倫理委員会」は再発防止対策の内容、実施状況を審議し、必要に応じて取締役会に見直しの提言を行い、取締役会からの指示に基づき各主管箇所は見直しを行う。

これらの実施段階での評価を計画にフィードバックしながら、着実に実行・改善していく。

「企業倫理委員会」については、コンプライアンス推進体制の機能強化の一環として、取締役会の諮問機関に位置付けるとともに、社外委員の増員により審議内容の透明性・客観性を高めることとする。また、そこで審議された議事概要を当社ホームページ上に公開する。

再発防止対策の実施状況および評価の結果は、「企業倫理委員会」での審議結果も併せて、定期的に社内外に公表するとともに、再発防止対策の報告や保安規定・保安規程の変更申請等の実施にあたっては、適宜、社内外に公表する。

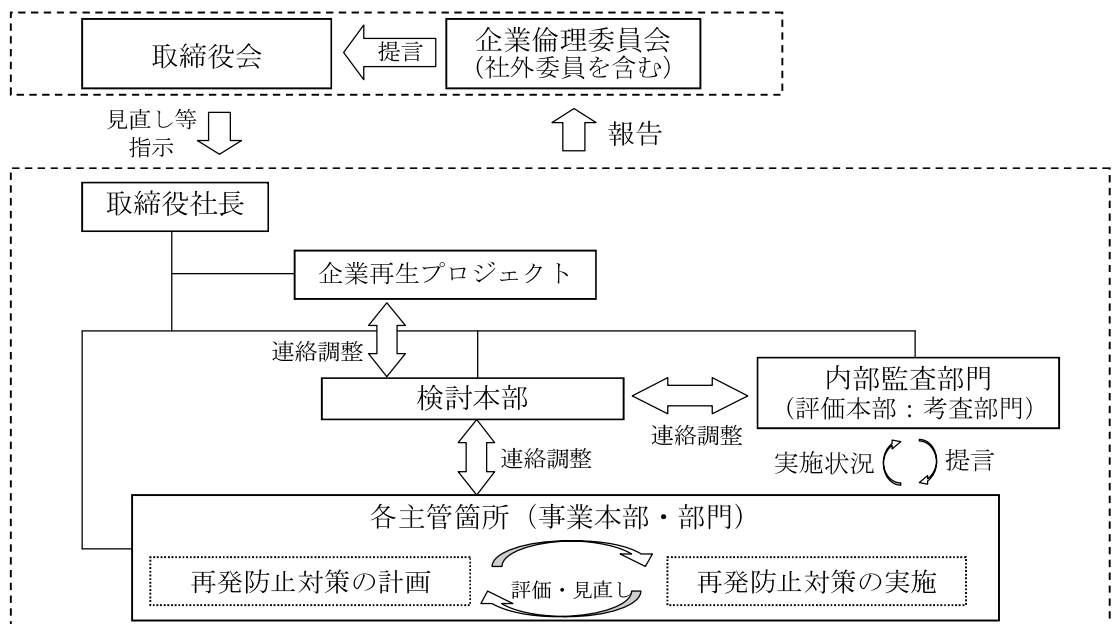


図4-1 再発防止対策実施状況の評価・見直し体制

5. 評価本部による再発防止対策の具体的行動計画の評価・確認

評価本部は、平成19年4月6日に報告した再発防止対策の実現に向け、事業本部、部門等が作成した具体的行動計画が、全社的な視点および具体的なプロセスの妥当性（課題に対する重要度、緊急度に応じた的確に実施時期を設定していること等）や実現可能性の視点から、適切な計画となっていることを確認した。また、平成19年4月20日に原子力安全・保安院が今後の発電設備の安全確保の向上に具体的につながる事項として提示した30項目の具体化すべき事項が、行動計画に反映されていることを確認した。

なお、「他社、他産業から得られた教訓的確な反映」等の他社との調整を要する項目については、今後事業本部、部門等が他社との調整をすみやかに行い、行動計画の具体化や実施に向けた取り組みを行動計画に反映するよう、適宜確認を行う。

再発防止対策等の実施段階では、事業本部、部門等は実施状況を評価し企業倫理委員会へ報告するとともに、評価本部においても確認した実施状況を企業倫理委員会にあわせて報告し、社内外委員から広く意見をいただいて、活動に反映することとしており、再発防止対策の内容、実施状況に問題点があれば、経営層に行動計画の見直しを提言できる等、実施段階での評価を計画にフィードバックしながら、着実に実行・改善していく仕組みとなっていることを確認した。

また、これらの行動計画を実施していくなかで、再発防止対策の実施状況やその改善に向けた取り組みについては、定期的にわかりやすい情報として社内周知および社外へ公表される仕組みとなっていることを確認した。

6. まとめ

今回、本報告書に取りまとめた再発防止対策を策定するにあたっては、原子力をはじめとする電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等、社会的な要請に応じていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、経営層および社員一人ひとりの意識、当社の企業風土、社内の仕組みやルールに「コンプライアンス最優先」の考え方が組み込まれるよう、全社的に抜本的な業務運営の見直しを行うこととした。

具体的な実施プロセスとその実施時期および問題点を継続的に改善するための評価方法や実施状況の確認方法を盛り込んだ具体的行動計画を実施するにあたっては、社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するための組織である「企業再生プロジェクト」が一体的な取り組みとなるよう全体を主導していく。

今後は、これらの再発防止対策の行動計画が確実に実施されているかを評価するため、考査部門によるチェックを行い、その結果を企業倫理委員会に報告し、必要な見直しを行うとともに、再発防止対策の実施状況はスポット的・定期的に公表・周知する。

これらの取り組みを通じて、企業としての社会的責任を果たし、地域の皆さま、お客さま等からの信頼の回復に努める。

以 上

再発防止対策の具体的行動計画

1. 全社共通	1
<ul style="list-style-type: none"> ●不正をしない意識・正す姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ➢ コンプライアンス最優先の徹底 ➢ コンプライアンス教育の充実 ●不正を隠さない仕組み・企業風土づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり ➢ 悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり ➢ 部門相互の人事交流の推進 ●不正をさせない業務運営 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営機構改革 ➢ コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し ➢ 内部チェック体制の充実 ➢ 法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化 ➢ 委託業務の適正性確保 		
2. 水力発電設備	8
3. 火力発電設備	12
4. 公表	16

分冊：原子力発電設備に関する再発防止行動計画

以上

具体的再発防止対策（全社共通）

	再発防止対策	具体的内容	実施時期	主管箇所
「不正をしない意識・正す姿勢」	コンプライアンス最優先の徹底	○コンプライアンス経営推進宣言 ○企業倫理委員会の機能強化 ○コンプライアンス強調月間の設定 ○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり	H19.6～ 同上 H19.11～ ～H20.1検討後実施	CSR推進部門 同上 同上 企業再生プロジェクト
	コンプライアンス教育の充実	○経営層等を対象とした研修の充実 ○職場展開のための研修の充実	H19.7～ H19.6～	CSR推進部門 同上
「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」	不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり	○内部通報制度の充実 ○隠すより言い出すことにインセンティブが働く仕組みづくり ○不具合等が発生した場合の対応方法の明確化 ○業務点検を行う機会の設定	H19.7～ ～H20.1検討後実施 H19.4～ ～H19.11検討後実施	CSR推進部門 企業再生プロジェクト 経営企画部門 流通事業本部 企業再生プロジェクト
	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○本社による現業機関へのサポートの強化 ○職場でのコミュニケーションの充実	～H20.1検討後実施 ～H19.11検討後実施	企業再生プロジェクト 同上
	部門相互の人事交流の推進	○部門の枠を越えた人事交流の推進	H19年度	人材活性化部門
「不正をさせない業務運営」	経営機構改革	○経営機構の改革	H19.6一部実施	企業再生プロジェクト
	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール・マニュアル類の見直し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底 ○継続的なマニュアル類の見直し	H19年度 同上	各技術部門 同上
	保安確保の徹底	○保安規程の変更 ○電気事業法施行規則の改正に伴う変更	H19.7まで H19.12まで	流通事業本部 同上
	内部チェック体制の充実	○各部門内における内部チェックの充実 ○本社のリーガルチェック機能の充実・強化 ○内部監査体制の充実	H19.4～ H20.2～ ～H20.1検討後実施	各技術部門 CSR推進部門 考査
	法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化	○技術部門における業務教育の充実・強化	H19.4～	各技術部門
	委託業務の適正性確保	○委託先との規律ある健全な取引関係の構築 ○委託における検査業務の適正性を確保するためのルール設定	H19.4～ 同上	各技術部門 同上

再発防止対策の具体的な行動計画【全社共通】

【不正をしない意識・正す姿勢】

一凡、例一
▽□:計画 ▼■:実績

項目	再発防止対策	再発防止対策 経営推進宣言	具体的内容	対策分類 新規 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度						平成20年度		備考 (再発防止 の対応)		
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	1月
不正をしない 意識・正す 姿勢 の徹底	再発防止対策	経営推進宣言	○コンプライアンス経営推進宣言 信頼回復に向けた体制構築等、新 たな取り組みを進めるに当たり、経 営トップ等による経営推進宣言お よびコンプライアンス遵守の誓約を 行う。	○	株主総会後、速やかに実 施する。コンプライアンス遵 守の誓約は、事業 所長等が対 象)	CSR推進部門	全社 (誓約書への 署名は、事業 所長等が対 象)	▽経営推進宣言 社内外への周知 ▽誓約書への署名 (誓約書での誓約書の提示)	▽誓約書への署名 (提示)	▽誓約書への署名 (提示)	▽誓約書への署名 (提示)	▽誓約書への署名 (提示)	▽誓約書への署名 (提示)	▽誓約書への署名 (提示)				
			○企業倫理委員会の機能強化	a. 社外委員の増員 審議の客観性を高めるとともに、社外の識見 を審議に反映させるため、社外委員を現在の 1名から、3名体制とする。 b. 審議事項の充実 コンプライアンス推進の基本方針、重大な問 題事象への対応および再発防止に関する 事項に加え、重要な法改正・社会情勢の変 化を踏まえ、コンプライアンス推進施策の策 定に関する事項を審議事項とし充実を図る。 c. 審議概要の社外への公開 委員会開催後速やかに、審議概要(審議項 目、審議結果)を当社の社外向けホームペー ジに公開し、審議の透明性を高める。	○	6月末までに新体制構築。 審議内容見直しを行い、7 月から原則4半期毎に関 連事項を審議する。 委員会開催後に速やかに 議事概要を公開する。	CSR推進部門 企業倫理 委員会	企業倫理 委員会	▽開催 (審議概要の公開) ▽新体制の構築 ▽審議事項の見直し 社外委員への依頼	▽開催 (同左)	▽開催 (同左)	▽開催 (同左)	▽開催 (同左)	▽開催 (同左)	▽開催 (同左)	▽開催 (同左)		
			○コンプライアンス強調月間の設定	コンプライアンス強調月間を定め、毎年定期 的に意識向上のための諸施策を実施する。	○	毎年11月に実施する。 社員意識調査を毎年実施 し、社員への意識の浸透 度を評価する。	CSR推進部門 全社	CSR推進部門	全社	▽強調月間 月間行事、研修・講演会や検討・準備	▽強調月間	▽強調月間	▽強調月間	▽強調月間	▽強調月間	▽強調月間	▽強調月間	社員意識調査 ▽強調月間
○コンプライアンス意識が習慣として根付く仕組みづくり	全社員が常にコンプライアンスを 自分の問題として意識するよう 日々の業務において、社員一人い とろが法令遵守や企業倫理綱領に 示す社員行動規範について考え、 自らの行動を振り返る仕組みを設 ける。	○※	今年度実施する社員意 識・職場実態調査を去年 度以降も継続的に実施し、 社員のコンプライアンス意 識を継続的に把握する。	企業再生プロジェクト 全社	企業再生プロジェクト 全社	企業再生プロジェクト 全社	▼AB社/13 ①社員意識・職場 実態調査 ②中間点の 赤出し・分析 ③社組み小検討	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB	▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB ▽AB		

AB:アドハイザリーボードの審議(2/28、3/19開催済)
※信頼回復と企業再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するため、「企業再生プロジェクト」後平成19年2月に設置。「アドハイザリーボード」を
企業再生プロジェクトの諮問機関として、改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ、地域の皆様、お客さま等から広く
受け入れられる改革とすることを目的として設置。

再発防止対策の具体的行動計画【全社共通】

【不正をさせない業務運営】

一凡例
▽□:計画, ▼■:実績

項目	再発防止対策	再発防止対策	具体的内容	対策分類 新規 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度						平成20年度		備考 (再発防止対策 の対応)										
								上期		下期		4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
経営機構 改革	○経営機構の改革	経営層が不正を顕在化させ改善し 得なかつた事業が存在したこと の反省から、当社を取りまく経営 環境の立ち直しを踏まえ、(1)経営の透 明性・客観性の確保、(2)経営の効 率性向上、(3)内部統制機能の強 化の3点を視点に経営機構を改革 する。	<p>a. 監査と執行の明確化 全社は取締役会委員(総務の監査・監査を重点的 に扱う)社長業務執行の最終責任者として 経営の役割分担を明確にする。</p> <p>b. 取締役会の機能強化 取締役の員数削減により社外役員の高学歴な 男を引き出し、取締役会の議論活性化を図るこ とで、経営の透明性・客観性を向上させる。取締役 また、経営責任の所在を明確にするため、取締役 の任期を1年とし、毎年、株主に信任問う形取と する。さらに企業倫理委員会を従来の経営会議の 諮問機関から取締役会の諮問機関に昇格する。</p> <p>c. 業務執行機能の強化 社長業務を担い、全社統一的な経営上の重要 課題を担い、その責任を負う副社長(コフヲ7 人推進・危機管理担当、経営担当(2名) を配置することで、取締役の経営責任を明確に する。また、執行役員制を導入し、相互部門の 業務執行に専念する執行役員を配置すること で、執行責任を明確にする。</p> <p>d. 第三者の視点の効果的活用を検討 社外取締役および社外監査役が有する第三者視 点の効果的活用について幅広く検討を行い、経営 の透明性・客観性を高めるための施策を実施 する。</p> <p>e. 社内部門組織の再編成を検討 企業価値向上に必要と認められる業務を担当 する組織を再編成し、本社部門の中から再編成す るとし、再編成した組織の長に取締役を配置す るとし、取締役が執行役員による業務執行の監督・監 査を担う体制とすることで、取締役の監督責任をより 明確化する。</p>	○※	アドバイザリーボードの提 言等を踏まえて、平成19年 6月に実施する。	企業再生プロジェクト全社																				
不正をさせない業務運営	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底	○継続的なマニュアル類の見直し																								
保安確保の 徹底	○保安規程の変更	主任技術者が保安の監督を行う役 割を十分果たすことができるよう するなどの変更	<p>a. 主任技術者の位置付けが適切となるよう 記載の見直し。 b. 主任技術者の職務の点検、確認を 追加。 c. 保安規程の実施の明確化。 d. 電気事業法上の工事計画の届出が必要 な工事について、適正な手続きがされたかど うかを確認する手続きを設ける。</p>	○	平成19年7月未までに届 け出し、平成19年8月から 運用開始する。	流通事業本部	火力部門 原子力部門 販売事業部門														保安規程 変更指令 (2)					
			<p>a. 電気事業法施行規則の改正に伴い保安規 程の内容を保安活動を実施するために適切 なものとする。 b. 電気主任技術者、ダム・水質主任技術者 及び炉内作業主任者、主任技術者には 電気主任技術者が適切に実行されるよう十分な 責任と権限を持たせるとともに、独立性を 確保する。 また、責任範囲を適切な規模とする。</p>	○	平成19年12月未までに届 け出し、平成20年1月から 運用開始する。	流通事業本部	火力部門 原子力部門 販売事業部門																(22/24)			

AB:アドバイザリーボードの審議(2/28, 3/19開催済)
※信頼回復と企業再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進するため、「企業再生プロジェクト」を平成19年2月に設置、「アドバイザリーボード」を
企業再生プロジェクトの諮問機関として、改革プランの検討内容について社外有識者の客観的・専門的な視点を反映させ、地域の皆様、お客さま等から広く
受け寄せられる改革とすることを目的として設置。

具体的再発防止対策（水力発電設備）

	再発防止対策	具体的内容	実施時期	主管箇所
「不正をしない意識・正す姿勢」	コンプライアンス最優先の徹底	○トップマネジメントによる意識付け	H19.6～	流通事業本部 事業支援部門 情報通信部門
「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○管理職への継続的意識付け	H19.4～	流通事業本部 事業支援部門 情報通信部門
		○本社による現業機関等へのサポート強化	H19.7～	同上
「不正をさせない業務運営」	保安確保の徹底	○自主保安活動を適切に行うための取り組みの強化	H19.5～	流通事業本部 事業支援部門
	水利使用に係わる法令手続き体制の強化	○法令手続きに係る適正性の体制の整備	H19.6～	流通事業本部 事業支援部門 情報通信部門
		○法令に係る事前相談の実施	H19.6～	同上
		○定期的な自己点検	H19.6～	同上
	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルール明確化・マニュアル類の見直し	○手続き・報告業務のルールの明確化・標準化	H19.4～9	流通事業本部 事業支援部門 情報通信部門
		○ダム計測業務の継続性を確保する運用	H19.4～	事業支援部門
内部チェック体制の充実	○品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化	H19.4～	流通事業本部 事業支援部門 情報通信部門	
手続き・報告業務に関する情報を共有する場の充実	○「ダム計測者連絡会」の設置	H19.6～	事業支援部門	
	○電気を専門とする業務管理者を含めた情報共有の推進	H19.6～	流通事業本部 事業支援部門	
「不正をさせない業務運営」	法令遵守を徹底する業務教育の実施	○階層別教育項目の追加	H19.4～	流通事業本部 事業支援部門 情報通信部門
		○特別研修	H19.4～	同上
		○電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	H19.6～	流通事業本部 事業支援部門
	委託業務の適正性確保	○法令に基づく検査業務について、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備	H19.4～9	流通事業本部 事業支援部門
○牽制機能を導入・徹底		H19.10～	事業支援部門	

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

項目	再発防止対策	再発防止対策の明瞭化・標準化	再発防止対策の明瞭化・標準化	具体的内容	対策分類 新規 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												備考 (母子力安全 係安院の事後 対応)		
									平成19年度						平成20年度								
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		上期	下期
コンプライアンス最優先の視点から、マニュアル類の明瞭化・標準化	○手続き・報告業務のルールを明瞭化・標準化	【マニュアル類】 a.コンプライアンス最優先の業務運営を徹底するために、「法令・社内ルール」の遵守に関する基本姿勢のマニュアル類の冒頭に掲載 b.業務に關連する法令一覧表(チェックリスト)を追加 c.詳細な手続き要項フロー図および図出対象となる設備・届出書記載事項を明記 d.関連法令手続きマニュアルの作成と内部 e.手続き・報告業務に係る課題の把握と内部チェックおよび品質管理会議による継続的見直し 【品質管理文書】 f.関係法令記入欄を追加し、届出要否検討結果、実施状況等を記入した文書見直し	○	関連法令手続きマニュアルの作成ほか 手続き・報告業務に係る課題の把握	○	関連法令手続きマニュアルの作成ほか 手続き・報告業務に係る課題の把握	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門 水カ部門	水カ部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	▽⑦品質管理会議等からのヒュー
不正をさせない業務運営	○ダム計測業務の継続性を確保する運用	測量に使用する標識を必要箇所には、標識の喪失に ①対策検討 ②測量に使用する標識を必要箇所には、複製設置	○	標識の設置完了(平成20年3月末)で評価する。その後、継続的な管理については、業務運営報告時に設備主管箇所にて確認する。	○	標識の設置完了(平成20年3月末)で評価する。その後、継続的な管理については、業務運営報告時に設備主管箇所にて確認する。	事業支援部門 水カ部門	水カ部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	▽⑧品質管理会議の開催
内部チェック体制の充実	○品質・安全担当を中心とした内部チェックの強化	事業支援部門(土木)に品質管理総括箇所として品質・安全担当を設置(H19.2設置済)	○	品質管理会議で内部チェック結果により手順・ルールについて評価し、定期的に見直しを行う。結果、(2回/年)	○	品質管理会議で内部チェック結果により手順・ルールについて評価し、定期的に見直しを行う。結果、(2回/年)	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門 水カ部門	水カ部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	▽⑨品質管理会議の開催
手続き・報告業務に関する情報共有の充実	○「ダム計測者連絡会」の設置	保管データに関する資料を持ち寄り、計測データの評価方法等について情報交換	○	対象委託業務の洗い出しおよびマニュアル見直しを踏まえチェック方法検討 ②内部チェックの実施 ③品質管理会議での水平展開	○	対象委託業務の洗い出しおよびマニュアル見直しを踏まえチェック方法検討 ②内部チェックの実施 ③品質管理会議での水平展開	流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門 水カ部門	水カ部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期	▽⑩品質管理会議での水平展開

再発防止対策の具体的行動計画【水力※1】

一凡 例一
▽□：計画 ▼■：実績

【水力発電設備】

項目	再発防止対策	再発防止対策の追加	再発防止対策の具体的な内容	対策分類 新規 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成20年度												備考 (電力安全 委員会との 対応)					
								平成19年度						平成20年度											
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		上期	下期			
法令遵守を徹底する業務教育の実施	○階層別教育項目の追加	階層別教育に今回の不適切な事実を踏まえた届出等の実務内容および法令遵守の徹底を織り込み	○階層別教育時に「届出等の実務内容および法令遵守の徹底」について浸透状況をアンケート理解度テスト等で確認する。その結果をもとにOJT・技術力強化計画に織り込む。	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																	(23)	
			○特別研修	今回の不適切な事案に関する経緯・原因および再発防止策について周知し、グループ討議	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																	
			○電気を専門とする業務管理者への知識習得支援	電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 ①研修計画へ事業織り込み ②階層別教育での業務者を対象とした研修	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																	
不正をさせない業務運営	○法令に基づく検査業務についての、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備	委託先は、調査・設計に係る数回の原サーゲートを調査・設計後選やかに提出	電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 ①研修計画へ事業織り込み ②階層別教育での業務者を対象とした研修	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																		
			○法令に基づく検査業務についての、業務の適法・適正性を確保するためのルール整備	委託先は、調査・設計に係る数回の原サーゲートを調査・設計後選やかに提出	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																	
			○業務の適法・適正性の確認	社内は現地立会した際、現地一人を記録・確認するとともに、委託先から提出される報告サーゲートとクロスチェック	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																	
委託業務の適正性確保	○牽制機能を導入・徹底	社内による現地確認検査等の実施	電気を専門とする業務管理者への知識習得支援 ①研修計画へ事業織り込み ②階層別教育での業務者を対象とした研修	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																		
			○業務の適法・適正性の確認	社内は現地立会した際、現地一人を記録・確認するとともに、委託先から提出される報告サーゲートとクロスチェック	○		流通事業本部 情報通信部門 事業支援部門	水力部門																	
			○現地検査実施状況について、内部サーゲート時にルールに基づき実施されているかを確認する。	社内による現地確認検査等の実施	○		事業支援部門	水力部門																	

具体的再発防止対策（火力発電設備）

	再発防止対策	具体的内容	実施時期	主管箇所
意識・正す姿勢 「不正をしない」	コンプライアンス最優先の徹底	○トップマネジメントによる意識付け ・電源事業本部長によるメッセージ発信 等 ○法令遵守が出力確保に優先することを行動指針として徹底	H19.4 ~ H19.4 ~	電源事業本部 (火力)
	不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり	○緊急時の対応ルールの明確化 ○不具合が発生した場合のルールの明確化	H19.4 ~ 7 H19.4 ~ 9	電源事業本部 (火力)
企業風土づくり 「不正を隠さない仕組み・」	悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり	○ナレッジシステム活用による情報共有化の促進 ○本社に技術的相談が出来る部署を設置（対策済） ○行政とのコミュニケーションの充実	H19.4 ~ H19.2 H19.4 ~	電源事業本部 (火力)
	コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し	○コンプライアンス最優先の業務運営の徹底 ○品質管理システムの見直し ○環境管理システム（EMS）の見直し ○法令説明・解釈集の作成および業務要領書等の見直し、充実	H19.4 ~ H19.4 ~ 9 同上 H19.4 ~ 12	電源事業本部 (火力)
「不正をさせない業務運営」	内部チェック体制の充実	○ラインチェックの充実 ○発電所相互の点検活動	H19.4 ~ 2回/年	電源事業本部 (火力)
	法令・協定遵守徹底等の業務教育の実施	○事例研修会の開催 ○技術習得機会の充実	H19.5 ~ H19.4 ~	電源事業本部 (火力)
	改ざんを防ぐ仕組みづくり	○記録・計器の改ざん防止対策策定	H19.4 ~ 9	電源事業本部 (火力)
	委託業務の適正性確保	○委託・請負業務の健全な取引関係の構築および適正性の確保	H19.4 ~	電源事業本部 (火力)

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

一 凡 例 一
 ▼□:計画, ▼■:実績

項目	再発防止対策	再発防止対策 具体的内容	対象分類 新規 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度						備考 (原力安全) (保安設備の事後 対応)				
							平成19年度			平成20年度							
							4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	12月	1月
不正を防止する 意識・正す姿 姿勢	○トップマネジメントによる意識付け メッセージの発信および事業所訪問 ○法令遵守が出力確保に感化することを行動指針として徹底	a. 電源事業本部長によるメッセージの発信 b. 電源事業本部長、部長他による事業所訪問	○	事業所訪問時の対話や社員意識・職務姿勢調査により確認する。	電源事業本部 (火力)	火力部門	電源事業本部 メッセージ 事業所訪問および対話活動 評価 事業所訪問および対話活動 次年度計画へ反映 評価 社員意識 職務姿勢調査実施 次年度計画 ▽									反映	
		○法令遵守が出力確保に感化することを行動指針として徹底	○	法令遵守が優先された運用(事業)に於いて出力抑制等)になっていないか、運転実態(引継ぎ記録)により調査し、評価を行なう。本社品質管理担当が確認	電源事業本部 (火力)	火力部門	行動指針決定 ▽周知・運用 運用 評価 (次年度計画へ反映) 評価 (次年度計画へ反映) ▽										
不正を感ぜな い仕組み・企 業風土づくり	○緊急時の対応ルールの明確化 「火力非常災害対策細則」に基づくマニュアルの見直し ○不具合等が発生した場合のルールの明確化	a. 通報基準の明確化 b. 緊急時の通報手順を専参別(燃料油、アンモニア等)に整理 c. 的確な第1報が寄せられるように通報要領の見直し d. 現実にした通報訓練内容の充実	○	第1報の通報時間などについて、毎年実績確認を行い、問題点があれば改善を図る。(発電所)	電源事業本部 (火力)	火力部門	マニュアルの見直し 専参別等への講義 評価 運用 通報訓練 評価見直し 通報訓練 ▽ 運用 評価 通報訓練 ▽ 説明会 ルールの明確化 通報訓練 ▽										
		a. 設備不調時の対応ルールの明確化 -ICV温度差が環境関係法規、協定値を超過した場合および主蒸気温度等が管理値を超過した場合の操作手順の明確化(大型カーポート化、中央制御室へ常備) b. 記録類が管理値を超過した場合のルールの明確化 c. 運転日誌、保安日誌の管理値を超過した場合の理由記載の徹底 d. ルールの明確化 e. 法定点検・環境測定において、管理値を外れた値を計測した場合の明確化 取扱いおよび再測定の方の明確化	○	主任技術者・公害防止管理者が毎月1回、運転日誌、保安日誌の点検・確認し、問題があれば改善を図る。(発電所)	電源事業本部 (火力)	火力部門	設備不調時の対応訓練(2回/年/直)を行い、機能を確認し、問題があれば改善を図る。 主任技術者・公害防止管理者が毎月1回、運転日誌、保安日誌の点検・確認し、問題があれば改善を図る。(発電所)										
働きやすい 企業風土・職場 風土づくり	○ナレッジシステム活用による情報共有化の促進	a. 不適切事象、再発防止策の登録 b. ナレッジシステムにおいて分野別の情報を含む)の不適切事例をナレッジシステムに登録・活用	○	システムの持つモニタリング機能を活用し、システムの利用状況を1回/半期に把握し、活用の促進を図る。	電源事業本部 (火力)	火力部門	ナレッジシステム稼働中 他部門・他社事例の登録、コミュニケーションによる活動 活動状況のフォロー ▽										(26) (27)

再発防止対策の具体的行動計画【火力】

一凡一列一
▽□:計画、▼■:実績

項目	再発防止対策	再発防止対策 具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度						平成20年度		備考 (原簿の参考) の対応											
							4月		5月		6月		7月			8月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	上期	下期
【火力発電設備】	不正を隠さない 仕組み、企業 風土づくり 風土づくり	○ 再発防止対策 ○ 環境方針の刷新(対策済) a. 現場の技術相談窓口として品質管理担当・環境管理担当の設置および業務内容の周知(H19.2実施済み) b. 社内情報・法令改正情報の発信、他社・他産業から得られた教訓の的確な反映、技術情報の収集・発信	○	同担当の果たしている役割について、アンケートにより意見・要望を聴取し、機能が十分にであれば、意見要望を反映し、充実を図る。	電源事業本部 (火力)	火力部門								技術相談窓口活動												
		○ 行政とのコミュニケーションの充実 a. 平常時においては、業務運営に関する情報提供、相談等による行政とのコミュニケーションの確立 b. 事故発生時における報告・連絡体制の確立 c. 適切な業務推進のための積極的な相談					電源事業本部 (火力)	火力部門								意見・要望アンケート実施、直し 全社大での検証を反映										
【火力発電設備】	コンプライアンス最優先の業務運営の徹底 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に運ぶ」ことを徹底	○ コンプライアンス最優先の業務運営の徹底 a. コンプライアンスを最優先に定めること b. 「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に運ぶ」ことを徹底 c. 適切な業務推進のための積極的な相談	○	業務運営実施状況を四半期ごとにヒアリング等で確認する。	電源事業本部 (火力)	火力部門																				
		○ 品質管理システムの見直し a. 法律に立脚していることの明確化(今回の不具合事業を反映) b. ありのままの業務の排除(都合解除のさかまりの見える化) c. 上位管理職を含めた教育・訓練の充実				電源事業本部 (火力)	火力部門																			
【火力発電設備】	不正を隠さない 仕組み、企業 風土づくり 風土づくり	○ 環境管理システム(EMS)の見直し a. 環境方針の見直し b. 環境側面の抽出、新しい環境側面の追加 c. 法的およびその他の要求事項について基準を再確認(H19.1実施済み) d. 内外部監査等についてシステム中心から環境管理の専任内容も重点に監査 e. 関係者に対する環境管理勉強会の開催(4回/年)(H19.2第1回実施済み)	○	発注管理状況により実施状況を把握する。	電源事業本部 (火力)	火力部門																				
		○ 法令説明・解散集の作成および業務要領書の見直し、充実 a. 業務フローに沿った法令説明・解散集の作成 b. 関係法令や協定等の説明・解散集の作成および業務要領書の点検見直し				電源事業本部 (火力)	火力部門																			

再発防止対策の具体的な行動計画【火力】

一凡一列一
▽□:計画、▼■:実績

項目	再発防止対策	再発防止対策 の充実	再発防止対策 の充実	具体的内容	対策分類 新規 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所 (火力)	対象箇所	平成19年度												備考 (再発防止の 再発防止の 対応)						
									平成19年度			平成20年度															
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		上期	下期				
内部チェック体制の充実	再発防止対策	○ライオンチェックの充実	○ライオンチェックの充実	<ul style="list-style-type: none"> a. ライン管理者が承認時に法令チェックを漏らさない方法の検討・導入 b. 今回事業に基づき管理職の法令・協定等の早期教育実施 c. 法令説明・協定書等作成後、管理職としてマスターすべき法令・協定等の教育実施 	○	火力品質管理担当が発電所の実施状況を点検・確認を行う。	電源事業本部 (火力)	火力部門	ライオンチェック進捗状況の検討												(23)						
									ライオンチェック進捗状況の検討																		
法令・協定遵守徹底等の業務教育の実施	再発防止対策	○事例研修会の開催	○事例研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> a. 環境測定等の実施状況や再発防止対策の委別性を相互に点検し、問題点等の抽出・改善 b. 改善事項を自所へ反映 	○	相互点検後の指摘事項について改善活動が実施されているか確認を行う。 (発電所)	電源事業本部 (火力)	火力部門	発電所相互での点検活動													(23)					
									発電所相互での点検活動																		
									研修会内容の検討(研修資料作成)																		
法令・協定遵守徹底等の業務教育の実施	再発防止対策	○技術習得機会の充実	○技術習得機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> a. 事例に基づく具体例の原因・経緯から、法令・協定遵守の徹底に関する研修会を実施(出席するだけ管理研修、業務教育研修に組み込んで行う) 	○	研修後に理解度・有益度のアンケートを行い、研修会の効果を確認するとともに、その結果を次回研修に反映していく。	電源事業本部 (火力)	火力部門	研修会内容の検討(研修資料作成)													(23)					
									研修会内容の検討(研修資料作成)																		
									研修会内容の検討(研修資料作成)																		
改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	再発防止対策	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> a. 外部研修会への積極的参加 ・法令解釈等の外部研修会への参加 	○	研修レポートを提出させ、研修理解度を確認する。	電源事業本部 (火力)	火力部門	研修レポートを提出させ、研修理解度を確認する。													(23)					
									研修レポートを提出させ、研修理解度を確認する。																		
									研修レポートを提出させ、研修理解度を確認する。																		
改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	再発防止対策	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> b. 資格取得の促進および再講習の支援 ・業務に必要な資格の受検支援および再講習支援 	○	資格取得状況および合格率のアンケート結果から研修促進対策に反映させる。	電源事業本部 (火力)	火力部門	資格取得状況および合格率のアンケート結果から研修促進対策に反映させる。													(23)					
									資格取得状況および合格率のアンケート結果から研修促進対策に反映させる。																		
									資格取得状況および合格率のアンケート結果から研修促進対策に反映させる。																		
改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	再発防止対策	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> c. 環境業務担当者の技術習得機会の充実 ・環境に係る研修コースの新設 	○	コース新設、実施後の受講者のアンケート結果から研修促進の確認を行う。	電源事業本部 (火力)	火力部門	環境業務担当者の技術習得機会の充実														(23)				
									環境業務担当者の技術習得機会の充実																		
									環境業務担当者の技術習得機会の充実																		
改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	再発防止対策	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> a. 改ざん防止とそのチェックが可能な仕組みの策定 ・施工会社との記録がそのまま当社書類となる仕組みの確立 	○	作成した手順により実際の運用を、改ざんの可否、転記ミスの防止状況等適切性を内部監査等で確認する。	電源事業本部 (火力)	火力部門	記録・計器・ソフトウェア改ざん防止対策策定														(23)				
									記録・計器・ソフトウェア改ざん防止対策策定																		
									記録・計器・ソフトウェア改ざん防止対策策定																		
改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	再発防止対策	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	○改ざん防止と組むくりに関係する業務教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> b. 第三者機関による牽制機能の導入および改ざん防止のためのルールの策定 	○	グループ委託先と第三者機関のアンケート実施を行い妥当性を確認する。(内部監査)	電源事業本部 (火力)	火力部門	第三者機関による牽制機能の導入														(23)				
									第三者機関による牽制機能の導入																		
									第三者機関による牽制機能の導入																		

公 表

	再発防止対策	具体的内容	実施時期	主管箇所
「公 表」	スポット的な情報 発信と定期的な情 報発信	○再発防止対策の実施状況の公表・周知	H19.5～	C S R 推進部門

再発防止対策の具体的行動計画【公表】

【公表】

一凡、例一
▽：計画、▼：実績

項目	再発防止対策	再発防止対策の実施状況の公表・周知	具体的内容	対策分類 新規 充実 拡充	評価方法又は 実施状況確認方法	主管箇所	対象箇所	平成19年度												平成20年度		備考 (採択後の 保証期間の 経過)
								上期						下期						上期	下期	
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
公表	スボットの な情報発信 と定期的な 情報発信	○再発防止対策の実施状況の公表・周知	<p>①再発防止対策の報告内容を公表 ②経営機構改善を公表 ③再発防止対策(行動計画)の報告内容を公表 ④コアファン経営推進宣言・署名活動を公表 ⑤採安規定・規程の策定申請・届出内容を公表 ⑥コアファン協議会の開始を公表 ⑦再発防止対策の進捗状況を公表 ⑧再発防止対策の進捗状況を公表 ⑨再発防止対策の進捗状況を公表 ⑩再発防止対策の進捗状況を公表 ⑪再発防止対策の進捗状況を公表 ⑫再発防止対策の進捗状況を公表 ⑬再発防止対策の進捗状況を公表 ⑭再発防止対策の進捗状況を公表 ⑮再発防止対策の進捗状況を公表 ⑯再発防止対策の進捗状況を公表 ⑰再発防止対策の進捗状況を公表 ⑱再発防止対策の進捗状況を公表 ⑲再発防止対策の進捗状況を公表 ⑳再発防止対策の進捗状況を公表 ㉑再発防止対策の進捗状況を公表 ㉒再発防止対策の進捗状況を公表 ㉓再発防止対策の進捗状況を公表 ㉔再発防止対策の進捗状況を公表 ㉕再発防止対策の進捗状況を公表 ㉖再発防止対策の進捗状況を公表 ㉗再発防止対策の進捗状況を公表 ㉘再発防止対策の進捗状況を公表 ㉙再発防止対策の進捗状況を公表 ㉚再発防止対策の進捗状況を公表 ㉛再発防止対策の進捗状況を公表 ㉜再発防止対策の進捗状況を公表 ㉝再発防止対策の進捗状況を公表 ㉞再発防止対策の進捗状況を公表 ㉟再発防止対策の進捗状況を公表 ㊱再発防止対策の進捗状況を公表 ㊲再発防止対策の進捗状況を公表 ㊳再発防止対策の進捗状況を公表 ㊴再発防止対策の進捗状況を公表 ㊵再発防止対策の進捗状況を公表 ㊶再発防止対策の進捗状況を公表 ㊷再発防止対策の進捗状況を公表 ㊸再発防止対策の進捗状況を公表 ㊹再発防止対策の進捗状況を公表 ㊺再発防止対策の進捗状況を公表 ㊻再発防止対策の進捗状況を公表 ㊼再発防止対策の進捗状況を公表 ㊽再発防止対策の進捗状況を公表 ㊾再発防止対策の進捗状況を公表 ㊿再発防止対策の進捗状況を公表</p>	○	公表実績を評価する	CSR推進部門	報道機関、自治体等関係先、社内	4/6 ① 公表	5/21 ③ 公表	6/7 ④ 公表	7/7 ⑤ 公表	10月末 11月初 ⑥ 公表	12月 ⑦ 公表									
			<p>企業倫理委員会附置に合わせ、再発防止対策の実施状況を公表 (報道発表、ホームページ掲載、立地等自治体説明など社外対応の他、社内周知を行う。)</p>	○	公表実績を評価する				▽ 実施 状況 公表	▽ 実施 状況 公表	▽ 実施 状況 公表	▽ 実施 状況 公表										

分冊：原子力発電設備に関する再発防止行動計画

平成19年5月21日

中国電力株式会社

目 次

1.	はじめに	原子力一	1
2.	基本的な考え方	原子力一	1
2. 1	現状分析・評価	原子力一	1
2. 2	要因分析	原子力一	1
3.	原子力部門が取り組む再発防止対策	原子力一	2
3. 1	QMS高度化活動の実施	原子力一	4
3. 2	確実な予防保全の実施	原子力一	4
3. 3	確実な不適合管理, 是正処置, 予防処置の実施	原子力一	4
3. 4	効果的なマネジメントレビューの実施	原子力一	5
3. 5	良好なコミュニケーションと明るい職場創り	原子力一	5
3. 6	各種教育・訓練の充実および技術伝承による人材育成	原子力一	6
3. 7	調達管理の改善	原子力一	7
3. 8	国からの行政処分その他に対する対応	原子力一	8
4.	再発防止策の実施と評価	原子力一	9
5.	まとめ	原子力一	11
	添付資料一 1	原子力一	12
	別紙一 1	原子力一	19

1. はじめに

経済産業省原子力安全・保安院からの点検指示文書「発電設備に係る点検について（平成 18・11・30 原院第 1 号）」に基づき、当社の原子力発電設備について、手続き不備やデータ改ざんの有無、その他不適切な行為の有無を過去にさかのぼって点検し、各発電設備の保安が損なわれていないか確認し、平成 19 年 3 月 30 日に原子力安全・保安院に報告した。また、点検によって洗い出された不具合事案について、事実確認を行うとともに、原因究明と再発防止対策を取り纏め平成 19 年 4 月 6 日に原子力安全・保安院に報告した。

これを受けて、原子力安全・保安院は、その評価と今後の対応を平成 19 年 4 月 20 日に「発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について」として公表するとともに、経済産業大臣から「発電設備に係わる総点検の結果を踏まえた今後の対応について（嚴重注意および指示）」（平成 19・04・18 原第 42 号）が発出された。

今回、平成 19 年 4 月 6 日に報告した再発防止対策に加え、平成 19 年 4 月 20 日の原子力安全・保安院の報告書に対する対応も含めた具体的な行動計画について報告する。

2. 基本的な考え方

2. 1 現状分析・評価

平成 13 年の地元自治体との安全協定改定において情報公開や安全文化醸成に関する事項を織り込んだことの反映や平成 14、15 年に実施した自主点検作業の適切性確保に関する総点検における再発防止対策として、平成 15 年より、原子力部門の監査充実、情報公開内容の充実、異常および異常兆候の管理方法の明確化等を掲げ、職場風土の改革に取り組んできている。

今回の点検の結果、図 1 に示すとおり確認された不適切な事案のほとんどが平成 15 年 3 月以前に発生したものであることから、これまでの取り組みが概ね有効に機能しているものと評価している。

一方で、平成 15 年 3 月以前に発生し現在まで継続していた事案や改ざん、手続き不備等に分類されるものではないが平成 15 年 3 月以降新たに発生した事案が、それぞれ数件あったことから、これらの原因分析を踏まえた不正防止対策の強化・充実が必要である。

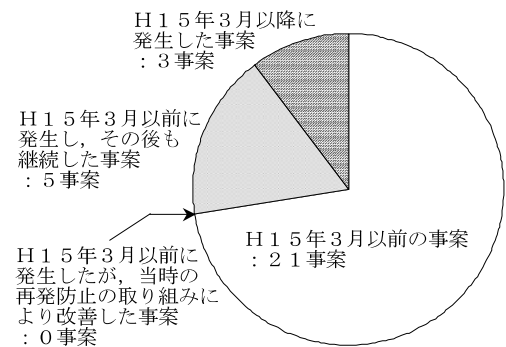


図1 不適切な事案の発生時期による分類

2. 2 要因分析

今回の点検の結果、確認した不適切事案 29 件について、「不適切な補修を行った等行為面」および「不適切な事案が行われそれが長期間継続しており、改められることがなかった状況・システム面」の観点から分析を行った結果、以下の 8 項目を主要因として抽出した。

- ①「コンプライアンス意識（技術者倫理等）の不足」
- ②「工程優先等経済性重視の考え方」

- ③「設備に関する知識の不足」
- ④「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」
- ⑤「事業者としての説明責任の認識不足」
- ⑥「不適合管理の不備」
- ⑦「社内規程，要領に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」
- ⑧「良好なコミュニケーションがとれない組織・風土等の問題」

従って，再発防止対策としては抽出された 8 項目の要因に対する対策を検討・実施していくことになるが，結論としては平成 13 年に実施した地元自治体との安全協定改定において情報公開や安全文化醸成に関する事項を織り込んだことの反映や平成 14, 15 年に実施した自主点検作業の適切性確保に関する総点検における再発防止対策の維持を基本とするが，今回の点検の結果，新たに抽出された要因である以下の 2 項目に関する対策を加えたものを今回の点検結果に対する再発防止対策とする。

特に，保安検査官の常時受入れ，会議体への参加等エスコートフリーの更なる充実および原子力発電所情報伝送システム端末（以下，「SPDS」という。）あるいは運転監視用計算機端末の保安検査官室への設置等の環境整備について国と検討を行い早期の実現を図り，更なる透明性の確保に努める。

新たに抽出された要因（今回）

- ①「法令・保安規定に対する判断・遵守に対する考え方の甘さ」
- ②「不適合管理の不備」

このように不適切な事案と再発防止の観点から原子力品質マネジメントシステム（以下，QMS という。）課題との対応状況を分析すると，原子力部門として取り組んでいくべき再発防止対策は，現在，原子力部門全体が総力で高度化を進めている QMS 課題と一致する。

以上から，原子力部門は，現在，取り組んでいる原子力品質マネジメントシステムの高度化により不適切な事案の再発防止に努めるとともに継続的な改善を図っていく。

3. 原子力部門が取り組む再発防止対策

今回の総点検により確認した事案を分析した結果，平成 15 年 3 月以降も新たに事案が発生していることおよび平成 15 年 3 月以前に発生し，現在まで発見されず継続していた事案も存在していることから，次のような反省点があげられる。

- 発電機出力の維持やコストの削減といった業務プレッシャーを背景として，これらを優先するという誤った意識や，法令・業務ルールに関する知識不足等により，真のコンプライアンス意識が醸成されていない。
- 不適切な事案を積極的に顕在化させることを阻害する風通しの悪い企業風土があり，また社員が不正等を指摘し，表面化させることをサポートするための仕組みが不十分である。
- コンプライアンス推進の取り組みが形式的であり，日常業務に直結させるための仕組みが十分に整備されていない。

これらを踏まえ「あらゆる業務運営において，コンプライアンスを最優先に進める」ことを

経営の基本とし、以下の3つの柱を全社の再発防止対策として掲げている。

- ①「不正をしない意識・正す姿勢」
- ②「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」
- ③「不正をさせない業務運営」

ところで、原子力部門において再発防止対策として掲げているQMS高度化は「QMS高度化活動の実施」、「確実な予防保全の実施」、「確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施」、「効果的なマネジメントレビューの実施」、「良好なコミュニケーションと明るい職場創り」、「各種教育・訓練の充実および技術伝承による人材育成」および「調達管理の改善」という7つの基本方針により構成されており、これらは全社の再発防止に関する3つの柱を包含している。

従って、原子力部門は、現在、取り組んでいるQMSの高度化により不適切な事案の再発防止に努めていくこととする。

また、平成19年4月20日に経済産業大臣から発出された「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について」（平成19・04・18原第42号）に関する対応についてはQMS高度化達成のための行動計画に加え、新たな行動計画を設定することにより適切に対応する。

表1に全社対策-QMS高度化との関係を示す。

表1 全社対策-QMS高度化との関係

全社対策		QMS高度化
再発防止対策		
「不正をしない意識・正す姿勢」	コンプライアンス最優先の徹底	1. QMS高度化活動の実施 4. 効果的なマネジメントレビューの実施 5. 良好なコミュニケーションと明るい職場創り
「不正を隠さない仕組み・企業風土づくり」	不正・不具合を顕在化させ、改善する仕組みづくり	2. 確実な予防保全の実施 3. 確実な不適合管理、是正処置、予防処置の実施
	悩みを言い出せる企業風土・職場風土作り	5. 良好なコミュニケーションと明るい職場創り
「不正をさせない業務運営」	コンプライアンス最優先の視点からのルールづくり	1. QMS高度化活動の実施 4. 効果的なマネジメントレビューの実施 5. 良好なコミュニケーションと明るい職場創り 6. 各種教育・訓練の充実および技術伝承による人材育成 7. 調達管理の改善
	法令・保安規定遵守徹底	
	内部チェック体制の充実	
	改ざんを防ぐ仕組みづくり	

※1：表中のQMS番号は行動計画番号

※2：QMS高度化の具体的な取り組み事項は添付資料－1再発防止対策の具体的な行動計画に示

す

3. 1 QMS高度化活動の実施

以下、3. 2～3. 7の実施事項を確実に実施し、それをQMSに取込むことにより、当社にとって有効なQMSを構築する。また、現状の問題点である「組織全体としての取り組み不足」「J E A C 4 1 1 1に照らして不十分」等を改善するためQMS文書の修正等を実施する。

《具体的内容》

- 新たな総括組織の設置による管理体制の整備
 - ①総括組織の役割と権限検討
 - ②組織間の連携強化策検討
- 文書体系，文書の変更

3. 2 確実な予防保全の実施

保守管理は原子力安全を達成する重要な活動の一つであり、高経年化を念頭においた保全プログラムを構築すると共に、確実な予防保全を実施することにより、不適合を未然に防止する。

また、機器の設計にあたっては、今回の事案の要因、例えば運転監視用計算機についてはデータの書換えをできなくする等ハード面の対策も考慮した設計とする。

《具体的内容》

- 保全プログラムのレビュー
 - ①従来保全計画策定プロセスの問題点分析，改善案策定
 - ②保全の対象範囲の策定
 - ③点検計画（要求事項の明確化，点検内容のチェック）
 - ④補修，取替，改造計画（今回の点検結果を設計に反映）
 - ⑤特別な保全計画（要求事項，点検方法のチェック）
- 設計・開発，調達の改善
- 要員の教育訓練
- 確実な予防保全の実施

3. 3 確実な不適合管理，是正処置，予防処置の実施

不適合の是正処置，予防処置を機能的かつ有効的に実施するための原子力部門共通のシステムを構築するとともに，本システムに基づいて不適合管理，是正処置，予防処置を実施する。また，社内外における不適合情報の共有化を図る。

《具体的内容》

- 不適合管理，是正処置，予防処置のシステム検討
 - ①効果的なシステムの検討
 - ②グレード分けの検討
 - ③データ分析活用方法の検討

- ④要領書改正
- 根本原因分析の的確な実施
 - ①新たな分析手法の調査
 - ②根本原因分析要領書の整備
 - ③根本原因分析活動

3. 4 効果的なマネジメントレビューの実施

トップマネジメントがその役割と権限を十分に発揮し、社員の思いが十分伝わるようにするなどトップマネジメントへのインプットのあり方等を改善し、適切な「QMS有効性の評価」が行われるシステムを構築し、必要な資源確保のための効果的レビューを実施する。

《具体的内容》

- マネジメントレビューのシステム構築
 - ①効果的マネジメントレビューシステムの検討
 - ②システム構築
- 効果的マネジメントレビューの実施
 - ①効果的マネジメントレビューの実施
- 品質方針の改正
 - ①品質方針の改正
 - ②品質目標の設定
 - ③品質方針，品質目標の評価

3. 5 良好なコミュニケーションと明るい職場創り

本部一発電所間等社内のみならず、協力会社との意思疎通の向上、規制サイドとの情報伝達を改善することで、発電所の安全運転を皆で支えるという一体感のある職場を創り、安全文化醸成施策を実施して、安全文化の劣化防止に取り組む。また、ニューシアを積極的に活用することにより、事故やトラブル情報共有、水平展開の徹底を図る。

《具体的内容》

- 内部コミュニケーションの改善
 - ①経営層の現場訪問・意見交換
 - ②組織間の連携強化
- 外部コミュニケーションの改善
 - ①規制情報対応方法のルール化
 - ②各種委員会からの情報収集
- 情報共有ルールの明確化
 - ①社内情報伝達ルールの明確化
 - ②共有情報整理（内部・外部文書）
 - ③電力間の情報共有

- ・ニューシア保全品質情報の対象範囲拡大，基準明確化
- ・ニューシアの運用にかかる日本原子力技術協会（以下，「原技協」という。）との連携
- ・BWR事業者協議会等における電力各社およびメーカーとの情報共有化，関係者一体となつての予防対策検討
- ・ニューシア情報，不適合情報などの協力企業との情報共有

○安全文化醸成施策の実施

①講演会の実施

②安全文化醸成施策の実施

- ・原技協等による原子力安全文化にかかる組織風土評価活用
- ・原技協や自社が有するeラーニングを活用した安全文化醸成にかかる教育の充実他

③法令，保安規定，社内規程の遵守に対する考え方の浸透

- ・疑義が生じた場合，保安検査官あるいは国とのコミュニケーションを密にすることにより，疑義の払拭，正しい解釈を行うことによる安全の確保

④保安検査官の常時受入れ（会議体その他），保安検査官室への原子力発電所情報伝送システム（以下，SPDSという）端末設置の検討

- ・夜間・休日の保安検査官受入れにより，透明性の確保，正確な情報を開示
- ・保安検査官室へSPDS端末または運転監視用計算機端末を設置することにより透明性を確保することも検討

⑤不適合事象が確実に報告されるような言い出す仕組みの徹底（コンプライアンス教育の充実）

（不適合事象を報告するか否か判断する余地がないなど言い出しやすい仕組みが構築・徹底されているか確認し，必要に応じて仕組みを改善する。改善例：個人の責任よりも再発防止をとることを重視した仕組み創り，判断を迷う余地のない報告基準の明確化など）

3. 6 各種教育・訓練の充実および技術伝承による人材育成

社員の個々の意欲と能力を向上する仕組みを構築し，中長期的な視点で人材育成と技術伝承，技術力強化に取り組む。

《具体的内容》

○QMS教育の改善

①教育計画の策定

②階層別教育（特別管理職，一般管理職，一般職）

③全体集合教育（協力会社含む）

④eラーニングの導入検討

⑤法令，保安規定，社内規定遵守のための教育の充実

- QMS活動の支援
 - ①品質保証センターによる活動支援
- 技術伝承施策の実施
 - ①力量の明確化
 - ②暗黙知の形式知化施策の実施
 - ・作業用要領書へ専門技能織り込み

3. 7 調達管理の改善

調達を確実なものとするため、いわゆる丸投げではなく、調達先へのQMSの浸透など周辺環境を整え、調達要求事項の明確化を行うことで調達管理のあり方を検討する。

また、メーカー・電気事業者が収集した情報をBWR事業者協議会、ニューシア等にインプットし、メーカー・電気事業者間で共有する仕組みを検討する。

「調達管理上の措置」として、仕様書に他社情報の共有化等の要求事項を追記することは問題があることから、調達管理上の要求事項については慎重に検討を進める。

《具体的内容》

- 協力会社とのコミュニケーション方策の改善
- 中央大における動向把握
- 調達管理要領書の見直し
- 根本原因分析結果等に基づく発注仕様書の見直し
- 保安の措置のために講ずべき措置の追加
 - ①作業手順書等を適正に作成し、これを遵守した保安活動
 - ②メーカーの安全技術についての情報を電力事業者間で共有しうるために必要な調達管理上の措置
- 委託における検査業務の適正性を確保するためのルールの設定

検査結果の透明性・正確性の確保ならびに確実なチェック等を通じた当社の当事者意識の涵養や管理・監督責任の適切な履行等の観点から、委託先のグループ企業等の理解と協力のもと、委託における検査業務に関して次のルールを設定する。

 - ①委託先は、検査終了後、計測値等を当社発注担当箇所へ、FAX・メール等を用いて速やかに提出する。当社発注担当箇所は、当該計測値等と別途提出される報告書に記載された測定値等との照合を行う。
 - ②委託先は、検査結果の報告書提出にあたっては、適正な業務処理が行われた証拠として、検査状況の写真を報告書に添付する。
 - ③委託先は、報告書に当該検査業務が厳格かつ適正に実施されたことを保証する旨を記載する。
 - ④当社発注担当箇所は、委託先が実施する検査業務に必要な応じて立会し、計測値を確認・記録のうえ委託先から提出された報告書等に記録された計測値等との照合を行う。
 - ⑤法令・協定遵守徹底等の教育の実施

検査業務等に係わる法令・協定遵守の重要性や実務面の知識の向上等に関する内容の教育を実施する。

なお、法令・協定遵守徹底等の教育のうち、関連する業務の実務・知識に関する現行教育の中で一体的に実施する方が、より効率的・効果的と考えられるものについては、既存業務教育の内容を充実・強化することなどにより対応する。

3. 8 国からの行政処分その他に対する対応

平成 19 年 4 月 20 日に経済産業大臣から発出された「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について」(平成 19・04・18 原第 42 号)については QMS 高度化による対応に加えて、新たに以下の「行動計画」を設定し、適切に対応する。

○原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備

○保安規定の変更

①国に対する報告を行うべき事象及びこれと同等に重大な事態が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを含め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化

②原子炉主任技術者が原子炉の運転に関して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保

③運転上の制限の逸脱又は告示で定められている安全上重要な機器等に係る技術基準の不適合が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告

④安全上重要な機器等の保守工事に係る記録の追加

○法令遵守体制等の保安規定への明確化

①法令遵守のための体制に関すること

②安全文化を醸成するための体制に関すること

③事故等が発生した場合の原因を根本に遡って究明すること

④公開可能な安全上重要な情報の発信に関すること

○検査制度の見直しに対する対応

①安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施

②保全計画記載要求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加

③定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求

④プロセス確認型定期検査徹底のため、検査要領書を改正

⑤規格基準の透明性の向上

⑥運転上の制限の逸脱が発生した場合に通報を行うことを求める

○直近の定期検査における特別な検査への対応

①1・2号機定期検査の延長、前倒しの検討

・特別検査対応内容

- a. 原子炉停止中の安全装置作動状態の確認
 - b. 定期検査前の準備段階毎の現場確認
 - c. 検査判定基準の設置許可や工事計画等に遡った確認
 - d. 検査計器の校正記録や補正係数などの確認
- その他安全確保の観点から自主的に実施するレビュー
- ①安全確保上必要な設備、要領類のレビュー
 - ②今後の各ユニットへ適用の検討
- 特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応
- ①安全上重要な機器の定例試験への立会い
 - ②変更された保安規定の遵守状況の確認
- 制御棒引き抜け等の報告義務化
- ① 省令改正とあわせた対応
制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したものについては、国に報告する。
 - ② ソフト面およびハード面の対策
 - a. HCU隔離手順の整備
 - b. 冷却水差圧「高」・「低」警報の分離
 - c. 冷却水差圧「高」によるインターロックの追加
- 原子力発電施設保安検査の結果の公開
事業者においても当該四半期における故障・トラブル等の状況、安全確保・安全向上に対する取り組み状況等について報道機関等に説明

4. 再発防止策の実施と評価

今回の再発防止対策のうちQMS高度化により対応する事項については、進捗状況、検討の方向性等について適宜、社長が委員長である^{※1}QMS検討委員会に諮り（1か月に1回程度の頻度で開催）、検討の方向性の修正等を行うとともに再発防止策の実施状況と実効性の評価を行う。評価結果については、必要に応じ、^{※2}保安委員会あるいは^{※3}原子力品質保証委員会に諮る。

また、4月20日に経済産業大臣から発出された「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について」の対応結果については、保安委員会において審議、評価するとともに、QMS検討委員会において必要な指示を受ける。

これらの結果については、電力設備点検検討本部へ報告するとともに電力設備点検評価本部による評価を受けた後、社長のレビューを受ける。

※1 QMS検討委員会は、平成15年10月の法令改正に基づき実施している品質保証活動を支えるツールであるQMSがこの数年間の活動を通して、不十分な点が認められたことから、QMSを早期に再構築しまた高度化するため、社長を委員長として、従来の審議機関である保安委員会および原子力品質保証委員会とは別に暫定設置（平成18年10月設置）しているものであり、QMS高度化達成のための行動計画により対応した事項の評価・決定については「Q

MS 検討委員会」にて実施

※2 運転・保守に関する事項については「保安委員会」にて評価

※3 品質保証活動の実施に関する事項については「原子力品質保証委員会」にて評価

また、四半期に1度実施される保安検査において、今回の再発防止に関わる行動計画の進捗状況、達成度等を事業者自らが保安検査官に提示することにより再発防止対策が有効に進められていることを説明する。

また、必要に応じて社外委員を含む企業倫理委員会において評価を受けるとともにホームページに掲載し公表することにより透明性の確保に努める。

平成20年度の行動計画については、平成19年度末に当該年度に実施した行動計画について、総合的に評価を行い、必要に応じP D C Aをまわすことにより引き続き対応していくとともに定期的（四半期～6か月に1回程度の頻度で実施）に効果・定着度等の確認を行い、結果を保安委員会あるいは原子力品質保証委員会に報告する。

図2に行動計画の基本的な検証、評価、決定スケジュールおよび平成20年度の計画を、図3に原子力部門の再発防止対策評価体制を示す。

添付資料-1に再発防止対策に関わる行動計画を示す。

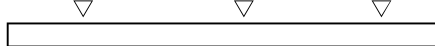
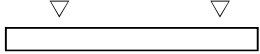
	スケジュール		備考
	平成19年	平成20年	
行動計画	保安委員会，原子力品質保証委員会，QMS検討委員会を定期的に開催して，行動計画の検討・検討の方向性について評価するとともに実効性の評価を行う 保安委員会，原子力品質保証委員会，QMS検討委員会 検討の方向性その他の評価 	平成19年度の結果によりP D C Aをまわし継続実施，対策完了事項は効果，定着状況の確認を定期的実施 	

図2 行動計画の基本的な検証，評価，決定スケジュールおよび平成20年度の計画

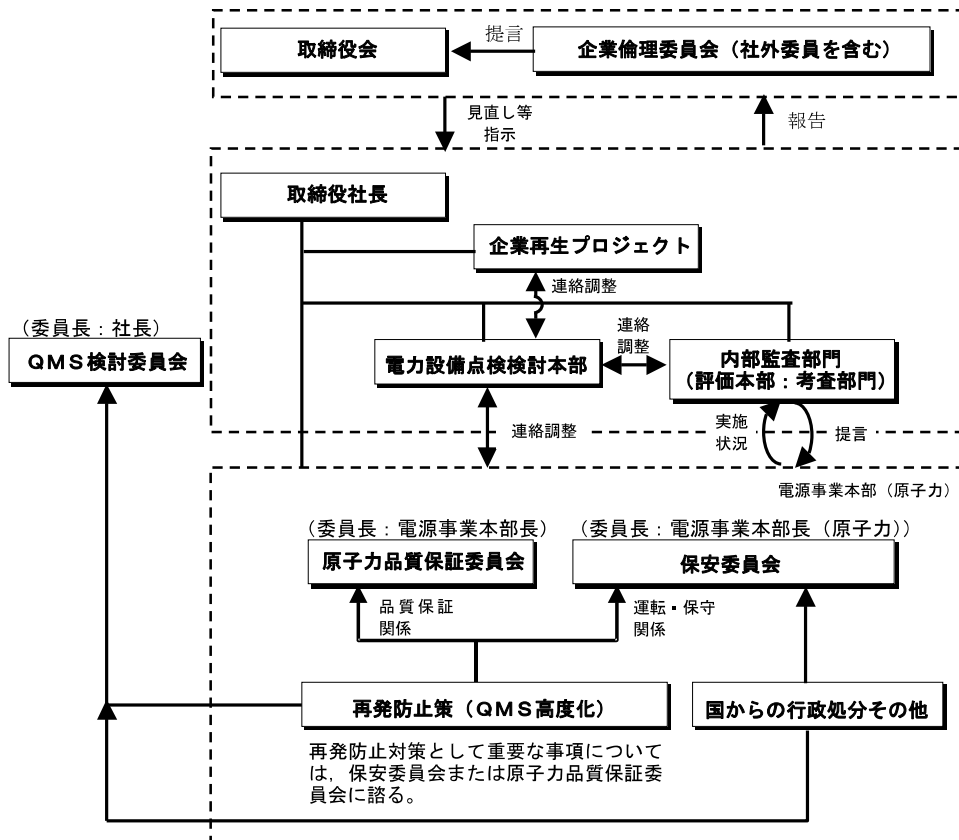


図3 原子力部門再発防止対策評価体制

5. まとめ

これまで、原子力部門において取り組んできた再発防止対策は、一定の効果をあげているものと評価しているが、平成15年3月以前に発生し現在まで継続していた事案や平成15年以降、新たに発生した事案のうち、今回の点検に至るまで見つけれないままになっていた事案も確認されており、地域・社会に対して誠に申し訳なく、深くお詫びする次第である。

原子力部門では、平成19年3月30日に報告した不適切な事案の再発防止対策としては、平成19年4月6日に報告したQMS高度化を達成するための行動計画により対応して行く。また、平成19年4月20日に発出された「発電設備に係る総点検の結果を踏まえた今後の対応について」に関する対応についてはQMS高度化達成のための行動計画に加え、新たな行動計画を設定することにより適切に対応する。

以上、今回報告した再発防止行動計画を確実にかつ適切に達成していくことにより、業務の適正化および不適切な事案の発生を防止するとともに、原子力安全に対して継続的に改善を図り、地域・社会からの信頼回復に努めていく。

添付資料

添付資料－1 再発防止対策の具体的行動計画

以上

再発防止対策の具体的な行動計画

再発防止対策	再発防止対策の概要	再発防止対策の目的	再発防止対策の範囲	再発防止対策の責任者	再発防止対策の開始時期	再発防止対策の完了時期	再発防止対策の進捗状況	平成20年度												備考					
								上半期						下半期											
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
<p>1. GMS高度化活動の再発防止対策の再実施に要する事項をOIMSに取込むことにより、当社MSを構築する。また、これまでの問題点であるが組織全体として、OIMS C4111に照らし、不十分等改善するためOIMS文書の修正等を実施する。</p> <p>① 現状把握 ・文書再レビュー ・現場の声 ・ベンチマーキング</p> <p>② 文書体系の検討</p> <p>③ 文書変更 ・品質保証規程の改正 ・品質保証細則(案)策定 (責任と権限、JEA4121抽出事例) ・要領額改正(案)策定</p> <p>④ 試行・検証</p> <p>⑤ 保安規定変更・運用開始(OIMS高度化)</p>	<p>(1) 新たな総括組織の設置による管理体制の整備</p> <p>① 総括組織の役割と権限の検討</p> <p>② 組織間の連携強化策の検討</p> <p>(2) 文書体系、文書の変更</p>	<p>保安規定 変更申請 H19.11</p>	<p>新規 充実</p>	<p>具体的内容</p>	<p>評価指標</p>	<p>計画方法</p>	<p>実施時期</p>	<p>主管箇所</p>	<p>対象箇所</p>	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	<p>原子力安全・保安委員会の今後の対応 H20年度の行動計画については、H19年度末に当該年度の整備状況を踏まえ、PDCAをまわし新たなスケジュールを決定し、策定に努める。</p>			
										<p>組織間の連携強化について、原子力部門のみならず、他部門との連携も頭脳に働きかけを進める。</p>	<p>総括組織の役割と権限の検討</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>
										<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>		<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>	<p>品質保証委員会 ▽</p>

再発防止対策の具体的行動計画

再発防止対策	具体的内容	対応分類 新規	評価指標	評価方法	実施時期	主管箇所 (統) 係管理課 (発) 品質保証セン ター (本) 品質保証班 当	対象箇所 原子力部門	スケジュール(平成19年度)												備考 原子力安全・保安部 の今後の対応							
								上期						下期													
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
3. 重要な不適合 管理、是正処置、 予防処置の実施	(1) 不適合管理、是正処置、予防処置の システム検討	○	予防保全実施 100%	H19.4~H20.3 (都度実施)	(統) 係管理課	原子力部門	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
								教育訓練等へ 報告																			
								GM\$検討委員会																			
								通常と異なった保守・輸移が必要となった場合は「不適合」とする等不適合管理に関する基本 的事項について5~6月までに決定、その後試運用とする。																			
4. 効果的なマネ ジメントレビュー の実施	(2) 効果的なマネジメントレビューの実施	○	MR7ポイント 100%	H19.4~ H20.3 (年3回以上)	(本) 品質保証班 当、各組織	原子力部門	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	RCOAの結果を分 析し、必要に応 じてQMSIに反映 する。							
								GM\$検討委員会																			
								修正案作成																			
								手法調査、試行																			
5. 継続的な改善 の推進	① 新たな分析手法の調査 現在、採用している手法以外のRCOA手 法について、他社その他事業者の調 査を実施する。	○	要領整備 H19.9末	H19.4~ H20.3 (継続実施)	(本) 品質保証班 当	原子力部門	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	RCOAの結果を分 析し、必要に応 じてQMSIに反映 する。							
								GM\$検討委員会																			
								試行、検証、変更																			
								継続的に調査																			
6. 根本原因分析活動 の継続実施	② 根本原因分析活動 RCOAの継続実施	○	要領整備 H19.9末	H19.4~ H20.3 (継続実施)	(本) 品質保証班 当	原子力部門	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	RCOAの結果を分 析し、必要に応 じてQMSIに反映 する。							
								GM\$検討委員会																			
								試行、検証、変更																			
								継続的に調査																			

再発防止対策の具体的な行動計画

再発防止対策	具体的内容	対応分類 新規	評価指標	評価方法	実施時期	主管箇所 (本)品質保証担当、各担当	対象箇所 原子力部門	スケジュール(平成19年度)												備考 原子力安全・保安部の今後の対応				
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		上期	下期		
(3)品質方針の改正			評価完了 H20.1末		H19.11~ H20.1			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
5.良好なコミュニケーションのとめる 職場内・職場外 本部一発電所間 本社内のみならず 原子力会社との 意思疎通の向上 上、規則やイトとの 情報伝達を改善 すること。発電 所の安全運転を 旨で交えるとい う一休窓のある職 場を創り、安全文 化醸成施策を実 施して、安全文化 の定着化防止に取 組む。また、 ニューシアを積極 的に活用すること により、事故やト ラブル情報共有、 水平展開の徹底 を図る。	①品質方針の改正	○		継続して品質方針・品質目標の 評価・改善を進め、H19年4月に 品質方針・品質目標を改正済み	H19.4																			
	②品質目標の設定	○			H19.4																			
	③品質方針・品質目標の評価	○			H19.11~ H20.1 (評価を行い、 適宜見直し)																			
5.良好なコミュニケーションのとめる 職場内・職場外 本部一発電所間 本社内のみならず 原子力会社との 意思疎通の向上 上、規則やイトとの 情報伝達を改善 すること。発電 所の安全運転を 旨で交えるとい う一休窓のある職 場を創り、安全文 化醸成施策を実 施して、安全文化 の定着化防止に取 組む。また、 ニューシアを積極 的に活用すること により、事故やト ラブル情報共有、 水平展開の徹底 を図る。	(1)内部コミュニケーションの改善	○	定着・浸透度 100%	・検討進捗状況 検討の方向性 等について、定期的にQMS検討 委員会において確認する。 ・経営層の現場訪問を実施し、そ の結果についてアンケート下あらい は意見交換会等により効果を確認 する。 原則 1回/月 2回/年 2回/年	H19.4~ (継続実施)	(本)品質保証担当	原子力部門																	
	(2)組織間の連携強化	○	保安規定 変更申請 H19.11月	・H19年10月までに連携組織の設 置、推進者の設置について検討 し、内容についてQMS検討委員 会の承認を得る。	H19.4~10																			
	(3)情報共有の明確化	○	社内検討 社内ルール化 H19.7末	・社内検討 社内ルール化 H19.7末 ・システム構築 H19.12末	・検討進捗状況 検討の方向性 等について、定期的にQMS検討 委員会において確認する。 ・H19年12月までに情報共有化シ ステムを構築し、その内容に関し てQMS検討委員会からの評価を受 ける。 ・従来以上に情報収集に努めると ともに、情報の社内共有化を図 る。	H19.4~12	(本)品質保証担当、運営 技術課	原子力部門																
5.良好なコミュニケーションのとめる 職場内・職場外 本部一発電所間 本社内のみならず 原子力会社との 意思疎通の向上 上、規則やイトとの 情報伝達を改善 すること。発電 所の安全運転を 旨で交えるとい う一休窓のある職 場を創り、安全文 化醸成施策を実 施して、安全文化 の定着化防止に取 組む。また、 ニューシアを積極 的に活用すること により、事故やト ラブル情報共有、 水平展開の徹底 を図る。	(3)情報共有の明確化	○	社内検討 社内ルール化 H19.7末	・社内検討 社内ルール化 H19.7末 ・システム構築 H19.12末	H19.4~12	(本)品質保証担当、運営 技術課	原子力部門																	
	①社内情報伝達ルールの明確化	○		社内検討 社内ルール化 H19.7末 ・システム構築 H19.12末	H19.4~12	(本)品質保証担当、運営 技術課	原子力部門																	
	②共有情報整理(内部・外部文書)	○		共有情報整理 H19.12末	H19.4~12	(本)品質保証担当、運営 技術課	原子力部門																	
5.良好なコミュニケーションのとめる 職場内・職場外 本部一発電所間 本社内のみならず 原子力会社との 意思疎通の向上 上、規則やイトとの 情報伝達を改善 すること。発電 所の安全運転を 旨で交えるとい う一休窓のある職 場を創り、安全文 化醸成施策を実 施して、安全文化 の定着化防止に取 組む。また、 ニューシアを積極 的に活用すること により、事故やト ラブル情報共有、 水平展開の徹底 を図る。	(3)事故やトラブルの情報共有、水平展 開の徹底(全電力)	○	社内検討 社内ルール化 H19.7末	・ニューシアへの登録基準につい て、他電力と協議をとりながら明 確にする。社内ルールに、社内ル ール化を図る。社内ルールの適切性 については保安委員会により審議 する。 ・ニューシアの運用にかかる原技協と の連携 ・BWR事業者連絡会等における電力各 社およびメーカーとの情報共有化、関係者 一休とった予防対策の検討 ・ニューシア情報、不具合情報などの 協力企業作業員との情報共有	H19.4~H20.3	(本)運営担当																		
	③事故やトラブルの情報共有、水平展 開の徹底(全電力)	○		社内検討 社内ルール化 H19.7末	H19.4~9	(本)運営担当																		
	④共有情報整理(内部・外部文書)	○		共有情報整理 H19.12末	H19.4~9	(本)運営担当																		

再発防止対策の具体的行動計画

再発防止対策	具体的内容	対応分類 新規 充実 拡充	評価指標	評価方法	実施時期	主管箇所 (発) 保修管理課 (本) 運営担当	対象箇所 原子力部門	スケジュール(平成19年度)												備考 原子力安全・保安令 の今後の対応
								上期						下期						
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8. 国からの行政処分に対する取組	(5) 保安の措置のために講ずべき措置の追加	○	保安規定 変更申請 H19.7.31	・国からの行政処分に對して、適切な対応ができていないか、保安院とのヒアリング等により確認するとともに期日までに変更申請を行う。	H19.5~7	(発) 保修管理課 (本) 運営担当	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(1) 作業手順書等を通正に作成し、これを遵守した保安活動 (2) メーカーの安全技術についての情報を重力量者間で共有し、うために必要な調達管理上の措置 (6) 委託における検査業務の適正性を確保するためのルールの設定 (1) 改ざん防止のためのルールの設定	○	社内ルール 設定 H19.6.30	・対策の進捗状況について、内報監査等で確認し、結果をルールにアップデートバックする (・測定値と報告書との照合) ・検査担当の把握 ・報告書の適切性の証明 ・検査業務への当社社員への立会	H19.5~6	(発) 保修管理課	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
8. 国からの行政処分に関する取組	(2) 法令・協定遵守徹底等の教育の実施	○	浸透・定着度 100%	教育の効果の確認をアンケートあるいは紙頭により実施し、結果を以ての教育にフィードバックする。	H19.5~12	(発) 品質保証センター (本) 総括担当	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(1) 原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	○	保安規定 変更申請 H19.7.31	・原子炉主任技術者を組織的、人事的に独立したものとし、保安院とのヒアリング等により内容を確認するとともに期日までに保安規定の変更申請を行う。	H19.5~7	(本) 総括担当	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	効果の確認 ○ (11回目) ○ (12回目)
(2) 保安規定の変更	(1) 保安規定の変更(変更命令対応)	○	保安規定 変更申請 H19.7.31	・保安規定の変更命令に対して、適切な対応ができていないか、保安院とのヒアリング等により確認するとともに期日までに変更申請を行う。	H19.5~7	(本) 運営担当	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	(2) 法令遵守体制等の保安規定への明確化	○	保安規定 変更申請 H19.7.31	a. 国に對する報告がすべき事故及びこれと同等に重大な事態が発生した場合において経営責任者に適切な報告がなされる体制を構築することを定め、経営責任者による安全確保に対する関与の強化 b. 原子炉主任技術者が原子炉の運転に關して保安の監督を行う責務を十全に果たすことができるようにするため、原子炉主任技術者の独立性の確保 c. 運転制限の違説又は告示で定められている安全上重要な機器等に依る技術運達の不適切が生じた場合には、原子炉主任技術者が自らの責任において経営責任者に報告 d. 安全上重要な機器等の保守工事に係る記録の追加 ②法令遵守体制等の保安規定への明確化	H19.5~7	(本) 運営担当	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	原子炉主任技術者がその保安の監督の責任を十分に果たせることとまたその指示にしたがうことを確実にすることを確保する体制とする ○ (11回目) ○ (12回目)
			保安規定 変更申請 H19.7.31	・国からの行政処分に對して、適切な対応ができていないか、保安院とのヒアリング等により確認し、保安委員会の承認を得て、期日までに変更申請を行う。	H19.5~7	(本) 運営担当	原子力部門	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

再発防止対策の具体的な行動計画

再発防止対策	具体的内容	対応分類 新規 充実	評価指標	計画方法	実施時期	主管箇所 (本)運営担当 設備管理課 (発)保安管理課	対象箇所 原子力部門	スケジュール(平成19年度)												備考 原子力安全・保安の今後の対応 (18)
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
再発防止対策	(3)検査制度の見直しに対する対応 ①安全上重要な行為(起動・停止)に対する保安検査を先行実施 ②検査計画記載請求事項に「プラント停止時の安全管理」を追加 ③定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動の計画的実施を保全計画記載事項として要求 ④プロセス確認型定期検査徹底のため、検査準備書を改正 ⑤規格基準の透明性の向上 ⑥運転上の制約の過剰が発生した場合に通報を行うことを定める (4)直近の定期検査における特別な検査への対応 検討 ・特別検査対応内容 a. 原子炉停止中の安全装置の作動状態の確認 b. 定期検査前の準備段階毎の現場確認 c. 検査判定基準の設置許可や工事計画等に選った確認 d. 検査機器の校正記録や補正係数などの確認 ⑦その他安全確保の観点から自主的に実施するレビュー a. 安全確保に必要な設備、要領類のレビュー b. 今後の各ユニットへ適用の検討 (5)特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督への対応 ①安全上重要な機器の定期点検への立会い ②重要された保安規定の遵守状況の確認 (6)制御棒引き抜き等の報告義務化 ①省改正とあわせて対応 制御棒駆動操作をしていない状態において、制御棒が動作したのについては、国に報告する。 ②ソフア面およびハート面の対策 ・HCU隔離手順の整備 ・冷却水差圧「高」「低」警報の分離 ・冷却水差圧「高」によるインターロックの追加 (7)原子力発電施設保安検査の結果の公開 事業者も当該四半期における故障・トラブル等の状況、安全確保、安全向上に対する取り組み状況等の説明	保安規定 変更申請 H20.4.1 今後の検査へ フィードバック 100% 要領書の整備 H19.9.30 各ユニットへの 適用 H20.3.31 今後の検査へ フィードバック 100% 社内ルール 整備 H19.7.31 要領書整備/ 運用開始 1号機:H19.9.1 2号機:H19.5.8 ハード対策 H20実施定検 社内ルール 整備 H19.7.31	国からの行政処分に対して、適切な対応ができていないか、保安院とのヒアリング等により確認し、保安委員会の承認を得て、期日までに変更申請を行う。 ・検査内容を保安院とのヒアリングにより決定するとともに、安全確保のため適切な検査を行う。 ・検査内容を詳細し、今後の検査へフィードバックすることにより、安全性の向上を図る。 また、1号機への適用についても検討を行う。 ・運転操作要領書、定期点検要領書その他について、安全確保上の観点から要領書等をレビューし、必要に応じて保安委員会の承認を受ける。 ・特別施設監督官への発電所状況の適切な説明および対応を取るとともに、検査内容を詳細し、今後の検査へフィードバックすることにより、安全性の向上を図る。 ・省改正にあわせて対応方法を決定するとともに報告基準の社内ルール化を図り制度化する。 ・至近の度上までに運転要領書を整備するとともに、インターロックについては、今年度中に設置に関する検討を終え、H20年度の停止時に対応する。これらへの対応の内容について保安委員会の承認を受ける。 1号第27回定検時 2号第14回定検前 1号第27回定検時 2号第14回定検時 H19.5~H21.3	(本)運営担当 (発)保安管理課 (本)運営担当 (発)保安管理課 (本)運営担当 (発)保安管理課 (本)運営担当 (発)保安管理課 (本)運営担当 (発)保安管理課 (本)運営担当 (発)保安管理課 (本)運営担当 (発)保安管理課	原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門 原子力部門	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 国による省改正に伴い対応 2号機 1号機 検査内容を分析し、今後の検査に必要部分を実施する。 保安委員会 レビュー内容、対象の検討 各ユニットへの適用 検査内容を分析し、今後の検査に必要部分を実施する。 保安委員会 要領書の整備(1、2号) 警報分離(1号) 要領書改正(1号) 要領書改正(2号) 要領書改正(1号) 要領書改正(2号) インターロック検討 120年3月来以降	(6) (7) (13) (14)													

	原子力における対応要否	アクションプラン
6. 1. 行政処分		
(1)保安規定の変更命令(原子炉等規制法第37条第3項)	○	8. (2)①
①経営責任者の関与		
②原子炉主任技術者の位置付け		
③運転上の制限からの逸脱時又は技術基準への不適合発生時における経営責任者への報告		
④保守工事に係る記録		
6. 2. 電力会社への再発防止に向けた要求		
(2)保安規程の変更命令(電気事業法第42条第2項)	×	—
6. 3. メーカーへの安全向上に向けた要求		
(3)技術基準適合命令(電気事業法第40条)	×	—
6. 4. 原子力分野の対応		
(4)電力会社の再発防止対策にかかる行動計画の策定	○	
(5)メーカーの安全性向上の行動計画の策定	×	—
(6)直近の定期検査における特別な検査の実施	○	8. (4)
(7)特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督	○	8. (5)
(8)警報等印字記録(アラームタイパー)の原子力保安検査官による監視等	○	5. (4)⑤
(9)原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	○	5. (4)⑤
(10)法令遵守体制等の保安規定への明確化	○	8. (2)②
(11)保安の措置のために講ずべき措置の追加	○	7. (5)
(12)原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	○	8. (1)
(13)制御棒引き抜け等の報告義務化	○	8. (6)
(14)原子力発電施設の保安検査の結果の公開	○	8. (7)
(15)事故・トラブル情報の国際的な公開・共有の促進	×	—
(16)制御棒引き抜け事象等に関する国際ワークショップの開催	×	—
(17)「原子力施設情報公開ライブラリー(ニューシア)」への登録の推進	○	5. (3)③
(18)検査制度見直しの一部先行実施及び充実	○	8. (3)
(19)運転データ情報の監視	○	5. (4)⑤
(20)情報へのフリーアクセスの確保	○	5. (4)④

当社発電設備に係る点検結果を踏まえた再発防止対策について

顕在的課題

早急に取り組むべき課題として、
主管部門を中心に可能な限り
迅速かつ確実に実施する。

【コンプライアンス意識面の課題】

・不正を積極的に公表し、不正を
正そうと行動を起こすなど、コン
プライアンス意識の高揚が実際
の行動に結びつくような取り組
みが必要

【企業風土面の課題】

・悪い情報も含めて全ての情報を
速やかに伝達し、不適切な事案発
生時には適正化や情報公開に向
けて対応する企業風土とそれを
サポートする仕組みが必要

【品質保証面の課題】

・社員の安全ならびに法令・ルール
への理解を高めるとともに、社内
ルールの改善を含め、品質保証・
業務運営体制の充実を図る必要

充
実
・
強
化
・
構
築

潜在的課題

企業風土や社員の意識などに
根ざす問題に対する根本的な
改革の必要性

・企業経営のあり方や企業風土に
関する課題として、職場の実態
や社員の意識など現状把握を
十分に行い、当社に内在する問
題点を徹底的に洗い出したう
えて、実効性のある施策を具体
化し着実に実施する。
・地域の皆さま、お客さま等から
幅広く受け容れられる改革と
するため、中国電力アドバイザ
リーボード[※]の客観的・専門的
な提言を反映させる。

構
築

※：中国電力アドバイザリーボードの役割

【平成19年2月～平成20年1月】

「企業再生プロジェクト」が検討する内容（課題の洗い出し、改革テーマの絞り込み、改革プランの策定等）に関して、客観的・専門的知見から、その妥当性を議論のうえ意見をとりまとめ、同プロジェクトへの意見具申・提言を行う。

【平成20年2月以降（1年程度を予定）】

成案となった改革の実施状況についての意見具申・提言を行う。

再発防止対策

「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」
ことを経営の基本とし、以下の対策に取り組む。

- 再発防止対策の策定・実施にあたっては、社長が先頭に立ち、当社再生に向けた全社的な改革を強力かつ着実に推進する。このため、社長直属の組織である企業再生プロジェクトが一体的な取り組みになるよう全体を主導する。
 - ・企業再生プロジェクトの総括的役割は、経営機構改革で検討中の「内部統制に必要な全社横断的役割を担う組織」に引き継ぐ。
- 再発防止対策の実施にあたっては、実施状況の評価結果を計画にフィードバックし、改善する。
 - ・各主管箇所は、再発防止対策の実施状況を評価し、必要に応じて見直しを行う。
 - ・内部監査部門は、実施状況の確認を行うとともに実施内容の有効性・適正性を評価して、必要に応じて是正を提言する。
 - ・上記評価結果は、「企業倫理委員会」に報告し、「企業倫理委員会」は、必要に応じて取締役会に見直しを提言する。

不正をしない意識・正す姿勢

- コンプライアンス最優先の徹底
- コンプライアンス教育の充実

不正を隠さない仕組み・企業風土づくり

- 不正・不具合を顕在化させ改善する仕組みづくり
- 悩みを言い出せる企業風土・職場風土づくり
- 部門相互の人事交流の推進

不正をさせない業務運営

- 経営機構改革
 - ・業務執行の最高責任者である社長を中心とした業務執行機能強化
 - ・コンプライアンス推進・危機管理担当副社長の設置
 - ・企業倫理委員会を取締役会の諮問機関として位置づけ
- コンプライアンス最優先の視点を踏まえたルールの明確化・マニュアル類の見直し
- 内部チェック体制の充実
 - ・法務部門および内部監査部門体制・機能の強化
- 法令・協定遵守を徹底するための業務教育の強化
- 委託業務の適正性確保

反
映

再発防止対策の実施
状況について分かり
やすく公表

発電設備の総点検に係る今後の対応30項目 (4/20 原子力安全・保安院公表)

区分	番号	項目	
行政処分と総点検結果を踏まえ	(1)	保安規定の変更命令（原子力分野の行政処分）	
	(2)	保安規程の変更命令（水力・火力分野の行政処分）	
特別な対応	(6)	直近の定期検査における特別な検査の実施（原子力）	
	(7)	特別原子力施設監督官による原子力発電所の特別な監督（原子力）	
事項要求	(21)	立入検査の実施（水力・火力）	
	(4)	電力会社の再発防止対策に係る行動計画の策定	
その他の原子力分野の対応	(8)	警報印字記録（アラーム）の原子力保安検査官による監視等	
	(9)	原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底	
	(10)	法令遵守体制等の保安規定への明確化	
	(11)	保安の措置のために構すべき措置の追加	
	(12)	原子炉主任技術者の独立性が担保された体制の整備	
	(13)	制御棒引き抜け等の報告義務化	
	(14)	原子力発電施設の保安検査の結果の公開	
	(15)	事故・トラブル情報の国際的な公開・共有の促進	
	(16)	制御棒引き抜け事象等に関する国際ワークショップの開催	
	(17)	「原子力施設情報公開プラットフォーム（ニュージ）」への登録の推進	
	(18)	検査制度の見直しの一部先行実施及び充実	
	(19)	運転データ情報の監視	
	(20)	情報へのフリーアクセスの確保	
	その他の水力・火力分野の対応	(22)	電気事業法に基づく保安規程の記載内容の充実
		(23)	法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底
		(24)	電気主任技術者等の役割の強化
		(25)	火力、水力分野に係る規格基準の見直し
(26)		部門を超えた取組みの強化	
(27)		他社、他産業から得られた教訓的確な反映	
(28)		保安規程等を遵守するための仕組みの検討	
(29)		事業者における保安活動を外部評価する仕組みの検討	
(30)		水力、火力分野に係る申告処理の充実	
な該当		(3)	技術基準適合命令（水力分野の行政処分）
	(5)	メーカーの安全性向上の行動計画の策定	

注：項目の区分・配列は、5/7に公表された行動計画による。